

総合療育センターひまわり学園

事業概要

令和6年度実績報告

さいたま市総合療育センターひまわり学園

目 次

ページ

第1章 総合療育センターひまわり学園の概要

1	名称及び所在地	1
2	設置の目的	1
3	基本的な運営方針	1
4	組織構成	2
5	事務分掌	4
6	沿革	5
	(1) センター設置前の障害児ケア	6
	(2) 心身障害総合センター設置までの経過とその後の変遷	7
7	総合療育センターひまわり学園の構成	9
8	総合療育センターひまわり学園利用の流れ	10
9	療育体系概要	11

第2章 相談業務

1	相談・診察予約	12
2	外来受診の調整	12
3	通所施設の利用支援	13
	(1) 通所希望児童の対応	13
	(2) 通所児童への対応	13
4	見学の対応	13

第3章 診療事業

1	診療業務	14
	(1) 小児科（小児神経科）	14
	(2) 精神科（児童精神科）	14
	(3) 整形外科	14
	(4) リハビリテーション科	15
	(5) 耳鼻いんこう科	15
	(6) 眼科	15
	(7) 歯科	15
2	看護業務	15
	(1) 外来診療	15

(2) 通所看護師との連携	15
3 検査業務	16
4 放射線業務	16
5 薬剤業務	16
6 医事業務	16
7 実績報告	16

第4章 外来療育事業

1 概要	20
2 個別外来	20
(1) 理学療法	20
(2) 作業療法	20
(3) 言語聴覚療法	20
(4) 心理指導	21
3 早期療育グループ	23

第5章 児童発達支援センター

1 障害児総合療育施設	24
(1) 児童発達支援センター つぼみ	24
(2) 児童発達支援センター めぶき	28
(3) 児童発達支援センター わかば	33
(4) 通所施設の主な行事	36
(5) 通所児の状況	37
(6) 保育所等訪問支援	39
(7) 居宅訪問型児童発達支援	40
(8) 相談支援	40
2 療育センターさくら草	41
(1) 児童発達支援センター すみれ	41
(2) 児童発達支援センター たんぽぽ	44
(3) 療育センターさくら草 主な行事	47
(4) 通所児の状況	48
(5) 保育所等訪問支援	49
(6) 相談支援	49
3 給食	50
(1) 意義	50
(2) 栄養管理	50
(3) 食事に関する調査	51
(4) 給食委員会	51

(5) 行事食の実施	5 2
(6) かみかみメニューの実施	5 2

第6章 支援事業

1 発達障害児支援	5 3
(1) ペアレントトレーニング・保護者勉強会	5 3
(2) 出張カンファレンス	5 3
(3) 出張療育カンファレンス	5 4
(4) 保育課との連携	5 4
(5) 各区の保健センターとの連携	5 4
(6) 特別支援教育相談センター・小学校・中学校への支援	5 5
(7) 市立特別支援学校のセンター的機能への支援	5 5
(8) 音楽療法	5 5
2 施設等支援	5 6
(1) 施設等支援	5 6
(2) 研修	5 6
3 療育講座	5 8
4 施設見学会	5 8

第7章 その他の事業

1 施設見学受け入れ	5 9
2 実習生・研修生受け入れ	5 9
(1) 実習生の受け入れ	5 9
(2) 研修生の受け入れ	6 0
3 小児神経科医師による保護者勉強会	6 0
4 乳幼児発達健康診査	6 1
5 市内療育施設の健康診断・相談業務	6 1
6 ひまわり特別支援学校への支援	6 1
(1) 相談・健康診断・医療的ケア業務	6 1
(2) スキルアップ事業	6 2
7 関係機関への協力	6 2
8 つながる発達支援相談事業	6 3

第8章 障害者福祉施設みのり園

1 障害者福祉施設みのり園の概要	6 4
2 障害者福祉施設みのり園の事業	6 4
(1) 教室事業	6 4

(2) 障害者離職予防事業	66
(3) 在宅障害者対象事業	66
(4) 週末プログラム	66
(5) 発達障害者支援事業	67
(6) 障害者団体支援事業	68
(7) 視覚障害者の情報支援	68
(8) 相談・情報提供事業	68
(9) その他の事業	68
3 放課後デイサービスみのりの概要	68

※本文中の写真については、事前に掲載の承諾を得ています。

第1章 総合療育センターひまわり学園の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
(注1) 障害児総合療育施設 (ひまわり学園)	〒331-0052 さいたま市西区 三橋6丁目1587番地 ※児童発達支援センター及 びみのり園は、大規模改修の ため仮設園舎(西区三橋6 丁目1450番地1)	電話(代表) 048(622)1211 F A X 048(622)4359
(注2) 障害者福祉施設みのり園		電話 048(622)5544 F A X 048(625)4854
療育センターさくら草	〒338-0837 さいたま市桜区 田島2丁目16番2号	電話(代表) 048(710)5811 F A X 048(839)0352
療育センターひなぎく	〒339-0042 さいたま市岩槻区 府内1丁目8番1号	電話(代表) 048(796)7013 F A X 048(796)8633

*注1……平成23年度までは「心身障害児総合療育施設」

*注2……平成23年度までは「心身障害者福祉施設みのり園」

2 設置の目的

さいたま市総合療育センターひまわり学園は、医療・福祉が一体となって障害児等の早期発見・早期療育、障害に応じた総合的な療育、家族への支援及び保育所・幼稚園等を含めた地域療育への支援を行うとともに、障害者の日中活動の支援を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の増進を図る。

3 基本的な運営方針

- (1) 医療・福祉がそれぞれ十分な協調・補完によって障害児及び障害者の福祉の増進を図る。
- (2) 市の総合療育センターとして障害児の早期発見、早期療育に努める。
- (3) 0歳からおおむね18歳までの一貫した障害児への療育を行う。
- (4) さいたま市内の保育所・幼稚園・事業所等や特別支援学校と連携して、必要な支援を行う。
- (5) 障害者に対する生活指導・相談、機能訓練、教養の向上及び社会適応に必要な講座を行う。

4 組織構成

令和7年3月現在

総合療育センターひまわり学園

※〔兼〕＝事務取扱い・兼務

※非常勤職員・会計年度任用職員を除く。

	所長（事務職）	1名
	参事（医師）	2名
総務課（13名）		
	参事〔兼〕課長（事務職）	1名
・管理係	課長補佐〔兼〕係長（事務職）	1名
	事務職	4名
	技師（建築）	1名
	栄養士	1名
・相談・支援係	課長補佐〔兼〕係長（事務職）	1名
	事務職	1名
	事務職（福祉）	3名
医務課（13名）		
	参事〔兼〕課長（事務職）	1名
	主幹（医師）	1名
・医務係	係長（看護師）	1名
	看護師	6名
	臨床検査技師	1名
	薬剤師	1名
	診療放射線技師	1名
	事務職	1名
育成課（56名）		
	課長（事務職）	1名
	副参事（作業療法士）	1名
	副参事（理学療法士）	1名
・療育係	係長（理学療法士）	1名
	理学療法士	5名
	作業療法士	5名
	言語聴覚士	4名
	心理士	2名
	保育士	1名
・通園第1係	課長補佐〔兼〕係長（作業療法士）	1名
	理学療法士	1名
	作業療法士	2名
	言語聴覚士	1名
	心理士	3名
	保育士	15名
	看護師（※内兼務1名）	3名
・通園第2係	課長補佐〔兼〕係長（言語聴覚士）	1名
	言語聴覚士	6名
	保育士	2名

療育センターさくら草		(34名)
	参事〔兼〕所長（心理）	1名
	副参事（医師）	1名
	主幹（看護師）	2名
・管理・相談係	係長（事務職）	1名
	事務職	4名
	栄養士	1名
・診療係	所長補佐〔兼〕係長（看護師）	1名
	看護師	2名
	臨床検査技師	1名
・療育係	係長（理学療法士）	1名
	理学療法士	3名
	作業療法士	5名
	心理士	5名
	言語聴覚士	5名
療育センターひなぎく		(15名)
	所長	1名
	副参事（医師）	1名
・管理・相談係	所長補佐〔兼〕係長（事務職）	1名
	事務職	2名
	事務職（福祉）	2名
	技師（建築）〔兼〕	1名
・診療・療育係	所長補佐〔兼〕係長（理学療法士）	1名
	理学療法士	1名
	作業療法士	1名
	心理士	2名
	言語療法士	1名
	看護師	2名
障害者福祉施設みのり園		(10名)
	園長	1名
	支援員	6名
	支援員〔兼〕看護師	2名
	事務職	1名

5 事務分掌

●総合療育センターひまわり学園

〔総務課〕

- (1) 療育に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 給食に関すること。
- (4) 相談支援に関すること。
- (5) 地域支援に関すること。
- (6) さくら草学園、杉の子園及びはるの園の管理に関すること。

〔医務課〕

- (1) 小児科、精神科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、耳鼻いんこう科及び歯料の診療、検査及び調剤に関すること。
- (2) 診療事務に関すること。
- (3) 使用料及び手数料の収納並びに保険請求事務に関すること。
- (4) 診断書等の交付に関すること。
- (5) 療育センターさくら草及び療育センターひなぎくの医療業務に係る調整に関すること。

〔育成課〕

- (1) 外来における障害児の療育に関すること。
- (2) 通所における障害児の療育に関すること。
- (3) 地域支援に関すること。

〔療育センターさくら草〕

- (1) 障害児の療育に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 給食に関すること。
- (4) 相談支援に関すること。
- (5) 使用料及び手数料の収納並びに保険請求事務に関すること。
- (6) 地域支援に関すること。
- (7) 小児科、精神科、整形外科、リハビリテーション科及び耳鼻いんこう科の診療及び検査に関すること。
- (8) 診療事務に関すること。
- (9) 診断書等の交付に関すること。

〔療育センターひなぎく〕

- (1) 障害児の療育に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 相談支援に関すること。
- (4) 使用料及び手数料の収納並びに保険請求事務に関すること。
- (5) 地域支援に関すること。
- (6) 小児科、整形外科及びリハビリテーション科の診療及び検査に関すること。
- (7) 診療事務に関すること。
- (8) 診断書等の交付に関すること。

6 沿革

昭和58年4月、医療・福祉・教育が一体となって心身障害児等の早期発見、早期治療を行うとともに、その障害に応じた療育を総合的に行うことにより心身障害児・者の福祉の増進を図るため、西区（当時は大宮市）三橋6丁目地内に心身障害児総合療育施設、心身障害者福祉施設みのり園に市立養護学校を含めた総合施設として「大宮市心身障害総合センターひまわり学園」を開設した。

平成13年5月、浦和市・大宮市・与野市の3市合併によりさいたま市が誕生し、施設名称を「さいたま市心身障害総合センターひまわり学園」へ変更した。

平成19年4月、「さいたま市総合療育センターひまわり学園」に名称変更するとともに、本市南部地域の療育体制強化のため、桜区田島2丁目地内に「療育センターさくら草」を開設した。

平成24年4月、児童福祉法の一部改正により心身障害児総合療育施設を障害児総合療育施設に改称するとともに、障害種別で分かれていた通園施設を児童発達支援センターに一元化した。また、障害者基本法の一部改正により心身障害者福祉施設みのり園を障害者福祉施設みのり園に改称した。

令和6年2月、本市東部地域の療育体制強化のため、岩槻区府内1丁目地内に「療育センターひなぎく」を開設した。

令和6年度、ひまわり学園の大規模改修を行い、設備等を変更・更新した。

障害児総合療育施設、療育センターさくら草、療育センターひなぎく、障害者福祉施設みのり園及び市立養護学校（現ひまわり特別支援学校）は、「さいたま市総合療育センターひまわり学園条例」に規定され、それぞれの施設相互の連絡調整を密にし、総合施設として有機的に運営を行ってきた。平成24年4月にひまわり特別支援学校は「さいたま市立学校設置条例」に、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、障害者福祉施設みのり園は「さいたま市総合療育センターひまわり学園条例」に規定されている。



障害児総合療育施設外観

療育センターさくら草外観





療育センターひなぎく外観

(1) センター設置前の障害児ケア

ア	肢体不自由児	昭和43年	<p>医療法に定める診療所の認可を受け、肢体不自由児母子通園訓練施設「ひまわり学園」を開設（市立：市営）</p> <p>《心身障害児通園事業適用》</p> <p>学園内に「教育相談室」移転</p> <p>S47 未就学の通園児に対し、教育相談室内に「肢体不自由学級・小」設置</p> <p>S53 「肢体不自由学級・中」設置</p>
		昭和52年	<p>肢体不自由児保育施設「あゆむ会保育室」を開設（親の会設置、運営：市補助事業）</p> <p>《簡易母子通園事業適用》</p>
イ	精神発達遅滞児	昭和41年	教育相談室内に「精神薄弱児学級」設置
		昭和42年	教育相談室：精神発達遅滞幼児通所指導開始（対象：4歳以上）
		昭和54年	精神発達遅滞幼児母子通所事業「母親教室」開始（対象：2～4歳） （福祉事務所運営：市単独事業）
ウ	難聴児	昭和46年	「ひまわり学園」内に聴能訓練部門併設
エ	重症心身障害児	昭和49年	訪問教師制度発足：市単独事業
		昭和53年	心身障害児療育指導員設置：市単独事業
		昭和55年	在宅重症心身障害児巡回指導開始 （ひまわり学園，福祉事務所チーム）

※ 名称は当時のまま記載してある。

(2) 心身障害総合センター設置までの経過とその後の変遷

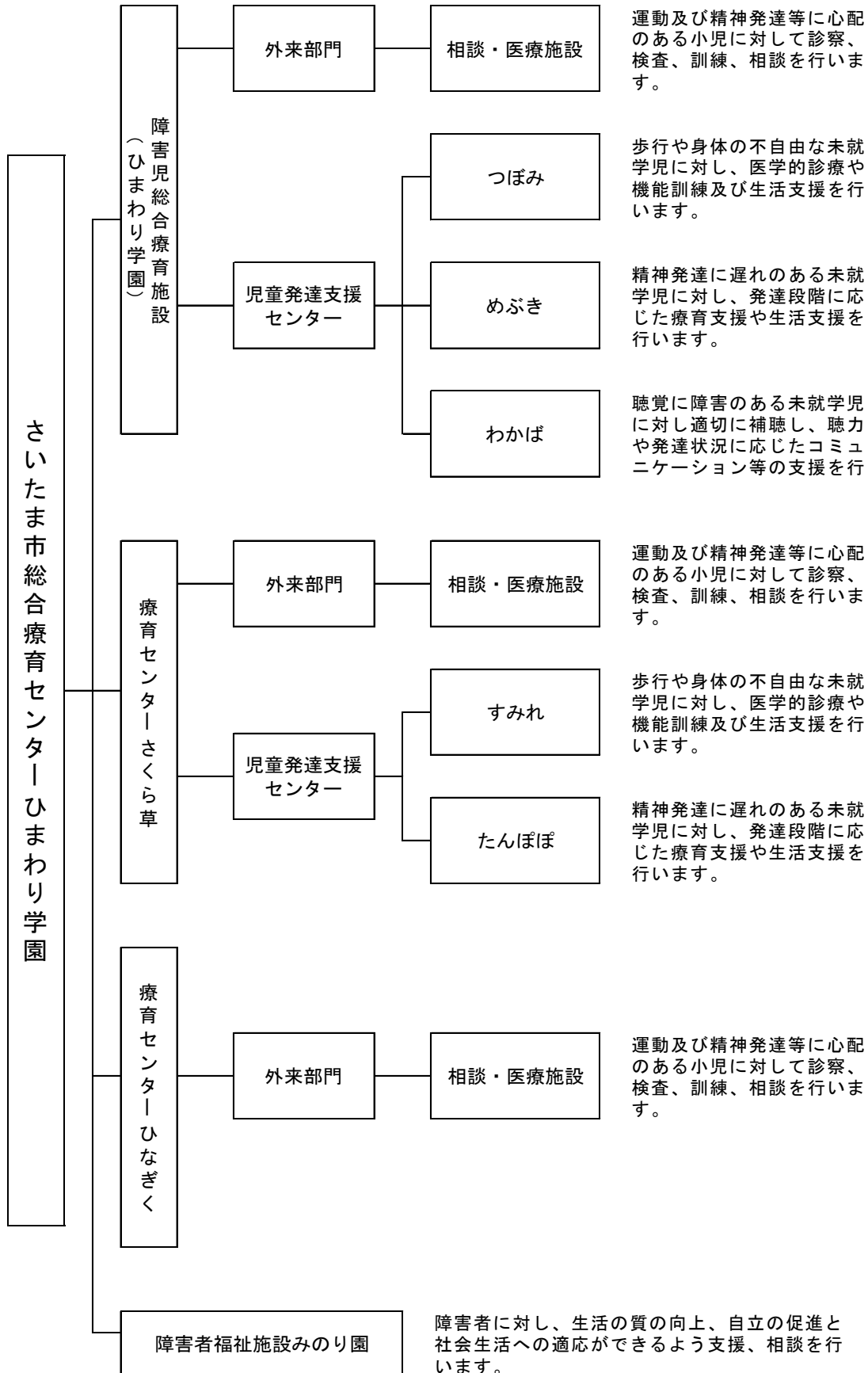
昭和54年	7月	「心身障害児総合通園センター設置について」厚生省通知
	10月	総合振興計画第二次基本計画にセンター構想を盛り込む 基本構想検討／ひまわり学園、福祉事務所、教育委員会 プラン：S55年度———設計計画 S56～S57年度—建設・整備2か年計画決定
昭和55年	4月	設計方針策定、運営方針検討開始
	7月	建設用地決定／建設委員会設置：助役、関係部長、専門医、 県福祉関係者で構成し、基本構想及び建設計画審議
	10月	基本設計開始
	12月	実施設計開始
昭和56年	3月	実施設計完了
	7月	建設推進、運営体制検討のためのプロジェクトチーム結成
	10月	センター建設工事着工
	12月	施設整備国庫負担金交付申請
昭和57年	4月	開設準備室を設置
	7月	乳幼児発達健診準備委員会発足
	9月	大宮市中心身障害総合センターひまわり学園条例公布
	11月	センター建設竣工
昭和58年	3月	心身障害総合センター開設認可
	4月	心身障害総合センター開設（初代センター長 加納 清） 通園施設、心身障害者福祉施設、養護学校（小・中学部）業 務開始 外来診療（小児科・精神科・整形外科・耳鼻いんこう科・眼 科）開始 外来療育開始
	5月	外来診療（歯科）開始
	7月	乳幼児神経発達健診・乳幼児神経精密健診開始
昭和61年	4月	養護学校高等部設置
平成13年	5月	浦和市・大宮市・与野市3市合併によりさいたま市誕生 さいたま市中心身障害総合センターひまわり学園に名称変更
平成18年	4月	外来診療（リハビリテーション科）開始
平成19年	4月	心身障害総合センターから総合療育センターに名称変更 桜区田島に療育センターさくら草開設 外来診療（小児科・精神科・整形外科・リハビリテーション 科・耳鼻いんこう科）開始 外来療育開始

平成 24 年	4 月	<p>児童福祉法の一部改正により、各通園施設（肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設）を児童発達支援センターに一元化</p> <p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援を開始</p> <p>心身障害者福祉施設みのり園から障害者福祉施設みのり園に名称変更</p> <p>養護学校がひまわり特別支援学校に名称変更するとともに、総合療育センターひまわり学園条例から学校設置条例に規定変更</p>
平成 25 年	4 月	<p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する保育所等訪問支援、障害児相談支援、障害者総合支援法に規定する相談支援を開始</p>
平成 30 年	4 月	<p>児童発達支援センターにおいて、児童福祉法に規定する居宅訪問型児童発達支援を開始</p>
平成 31 年	4 月	<p>障害児通所支援事業所の指定管理を開始</p> <p>(1) 児童発達支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さくら草学園（浦和区領家 1 丁目 5 番 16 号） ・ はるの園（見沼区春野 2 丁目 3 番 5 号） <p>(2) 児童発達支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 杉の子園（中央区大戸 2 丁目 7 番 17 号）
令和 6 年	2 月	<p>岩槻区府内に療育センターひなぎく開設</p> <p>外来診療（小児科・整形外科・リハビリテーション科）開始</p> <p>外来療育開始</p>
令和 6 年	4 月	<p>総合療育センターひまわり学園の大規模改修を実施</p>

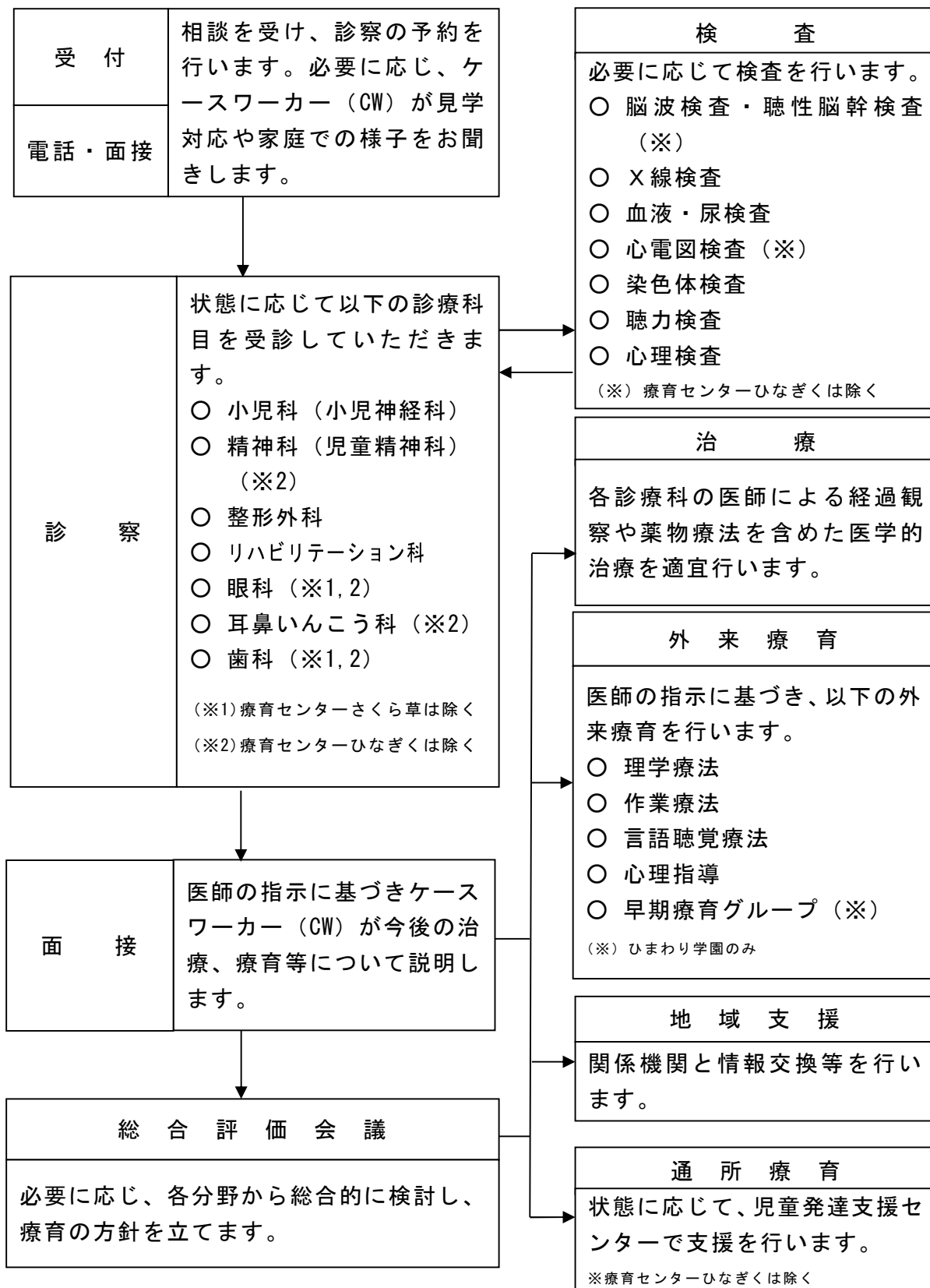


※大規模改修後の待合室

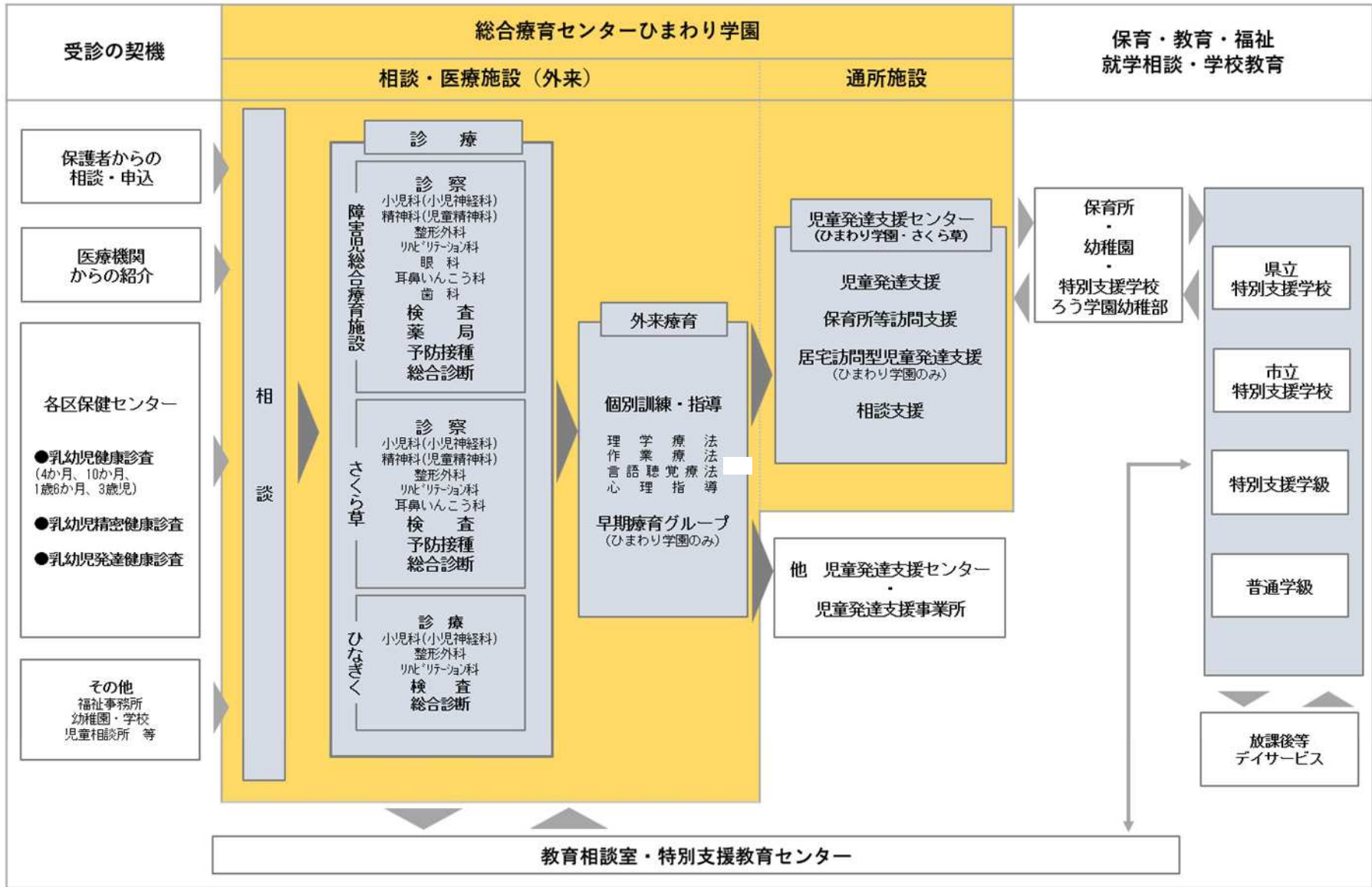
7 総合療育センターひまわり学園の構成



8 総合療育センターひまわり学園利用の流れ



9 療育体系概要



第2章 相談業務

1 相談・診察予約

発達などに心配のある児童について、保護者から電話等で相談を受け付けている。

また、必要に応じて、診察の予約を行っている。

診察後には、児童やその保護者と面接を行い、診察時に医師から出た外来療育・検査等の指示の概要や、今後の流れを説明している。

相談件数総数 (件)

障害児総合療育施設	4,892
療育センターさくら草	3,340
療育センターひなぎく	1,131

新規相談内容別件数

(件)

	運動発達の遅れ	運動の異常	全体発達の遅れ	精神発達の遅れ	対人関係の心配	集団不適応	情緒・行動の心配	聞こえの心配	言葉の遅れ	発音不明瞭	吃音	てんかん治療	メデイカルチェック	その他	合計
障害児総合療育施設	60	6	29	9	6	29	319	36	257	23	9	0	0	171	954
療育センターさくら草	71	8	65	4	11	54	389	2	338	29	10	0	0	65	1,046
療育センターひなぎく	26	0	22	2	2	18	94	0	131	11	3	0	0	11	320

※複数の項目について相談があった場合には、最もあてはまるもの1つを選んでカウントしている。

2 外来受診の調整

長期間受診しておらず、必要があって再度受診を希望する場合の予約の調整を行うほか、診察内容によって長時間の診察が必要な場合や、書類作成の依頼がある場合、医師、看護師と調整を行う。

3 通所施設の利用支援

(1) 通所希望児童の対応

通所を希望する児童の保護者に対し、説明や見学、体験を行う。通所が決定した場合は、必要な手続きの確認など市区町村役場への申請の案内も行う。

(2) 通所児童への対応

福祉制度利用の希望があった場合の支援や就学に係る相談窓口の案内など、通所施設では対応できない内容の対応をする。なお、就学関係の窓口の案内は、外来のみ利用している児童の保護者に対しても行っている。

4 見学の対応

さいたま市の関係機関、教育機関等から施設の見学依頼があった場合に対応する。センター内の各課と調整のうえ、施設の説明を行い案内する。

第3章 診療事業

1 診療業務

医療機関からの紹介や、患者家族からの直接の受診希望を受け、完全予約制で診療を行っている。原則、初回は小児科（小児神経科）を受診し、その後、必要であれば他科を紹介する形式をとっている。

診療科は、障害児総合療育施設においては、小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）（精神科は令和4年度から休診）、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、眼科、歯科がある。療育センターさくら草においては、小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科がある。療育センターひなぎくにおいては、小児科（小児神経科）、整形外科、リハビリテーション科がある。

（1）小児科（小児神経科）

診療対象は、運動、言葉、情緒などの発達に心配のある主に就学前の小児で、脳性麻痺、運動発達遅滞、神経筋疾患、知的発達症、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、コミュニケーション症群、限局性学習症、発達性協調運動症など多岐にわたっている。それぞれ、診断・検査・治療及び必要に応じて訓練・助言等を行っている。その他、予防接種・乳幼児健康診査など（療育センターさくら草では原則当該センターの受診歴のある方のみ。療育センターひなぎくでは実施していない）も行っている。

障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び療育センターひなぎく内では、多職種スタッフと連携し、診療・療育を行っている。また、環境調整が必要な症例等には家族の了解のもと、関係機関（学校・幼稚園・保育所・保健センターなど）とも積極的に連携している。

（2）精神科（児童精神科）（障害児総合療育施設及び療育センターさくら草）

診療対象者は、原則、障害児総合療育施設または、療育センターさくら草の小児科（小児神経科）医からの紹介児である。

診療内容は、外来精神療法・薬物療法などである。

必要に応じて、他の医療機関に紹介となるケースもある。

なお、障害児総合療育施設においては令和4年度から休診となっている。

（3）整形外科

診療対象疾患は脳性麻痺、運動発達遅滞、先天性奇形症候群、神経筋疾患などさまざまである。

診療内容は、診断、リハビリテーションの適応及び確認、補装具の製作にかかる診断・適応状況の確認、手術適応の判断などである。

(4) リハビリテーション科

診療対象疾患は脳性麻痺、運動発達遅滞、先天性奇形症候群、神経筋疾患などさまざまである。

診療内容は、診断、リハビリテーションの適応及び確認、補装具の製作にかかる診断・適応状況の確認、手術適応の判断、ボツリヌス療法などである。

(5) 耳鼻いんこう科（障害児総合療育施設及び療育センターさくら草）

診療対象者は、障害児総合療育施設または、療育センターさくら草の受診歴があり、一般の耳鼻いんこう科での診察や処置が困難な児である。障害児総合療育施設では、難聴児にも対応している。

診療内容は、言語・聴能に関することである。障害児総合療育施設では、難聴児の聴能訓練の指示、人工内耳の相談、保護者への助言などのほか、診断書・補装具意見書の作成も行っている。

(6) 眼科（障害児総合療育施設）

診療対象者は、障害児総合療育施設の受診歴があり、健診や一般の眼科での視力検査・診察・処置が困難だった児である。

診療内容は、視力確認や、診断・経過観察、治療用の眼鏡処方箋作成などである。

(7) 歯科（障害児総合療育施設）

診療対象者は、障害児総合療育施設の受診歴があり、一般の歯科で治療困難な児である（矯正は除く）。

診療内容は、う歯の治療・う歯の予防・幼児歯科健康診査などである。当施設で治療困難な場合には、他の医療機関への紹介となる。

2 看護業務

(1) 外来診療

診療予約、診療介助・検査介助・処置介助、各種予約案内等の電話対応、保護者からの相談対応及び多職種との連絡・調整などを行っている。患者の特性を考慮し、見守りなど事故防止に努め、個々に合わせた診療等の介助を行っている。

(2) 通所看護師との連携（障害児総合療育施設及び療育センターさくら草）

障害児総合療育施設は併設している児童発達支援センターの通園係看護師と、療育センターさくら草は併設している児童発達支援センターすみれの看護師と情報共有をして、外来看護師が見の状態把握を行っている。

3 検査業務

検査部門では、脳波、聴性脳幹反応、心電図、尿検査、簡易測定検査（血糖、血中アンモニア）を院内で行い、その他生化学検査（薬物血中濃度検査を含む）、血液学検査、内分泌検査、免疫学検査、糞便検査等は外部機関に依頼している。

脳波など、生理学的検査では、患者や保護者の不安を少しでも軽減できるよう、患者の特性を考慮し、円滑に進められるよう工夫している。また、症状を訴えることが難しい患者を対象としているため、細心の注意を払っている。なお、療育センターひなぎくでは、脳波、聴性脳幹反応、心電図検査は実施していない。

（心理検査、聴力検査・言語発達検査、作業療法士による評価については第4章 外来療育事業を参照）

4 放射線業務

放射線部門では、X線一般撮影装置を使用して主に脊椎、股関節、足部、胸部のレントゲン撮影を行っている。

検査対象が主に小児のため、可能な限り低被ばく化に努めている。また、患者の特性に合わせて撮影を行っている。

5 薬剤業務

薬剤部門では、調剤、医薬品管理、医薬品情報管理を行っている。また、院外の調剤薬局からの問い合わせ対応などを行っている。

調剤は、脳波、聴性脳幹反応検査前鎮静剤を中心に行っている。

医薬品管理では、各科の処置薬や緊急時に必要な薬品などの管理をしている。

医薬品情報管理では、医薬品の効能効果、服用方法、飲み合わせ（相互作用）、副作用などの情報を管理している。

6 医事業務

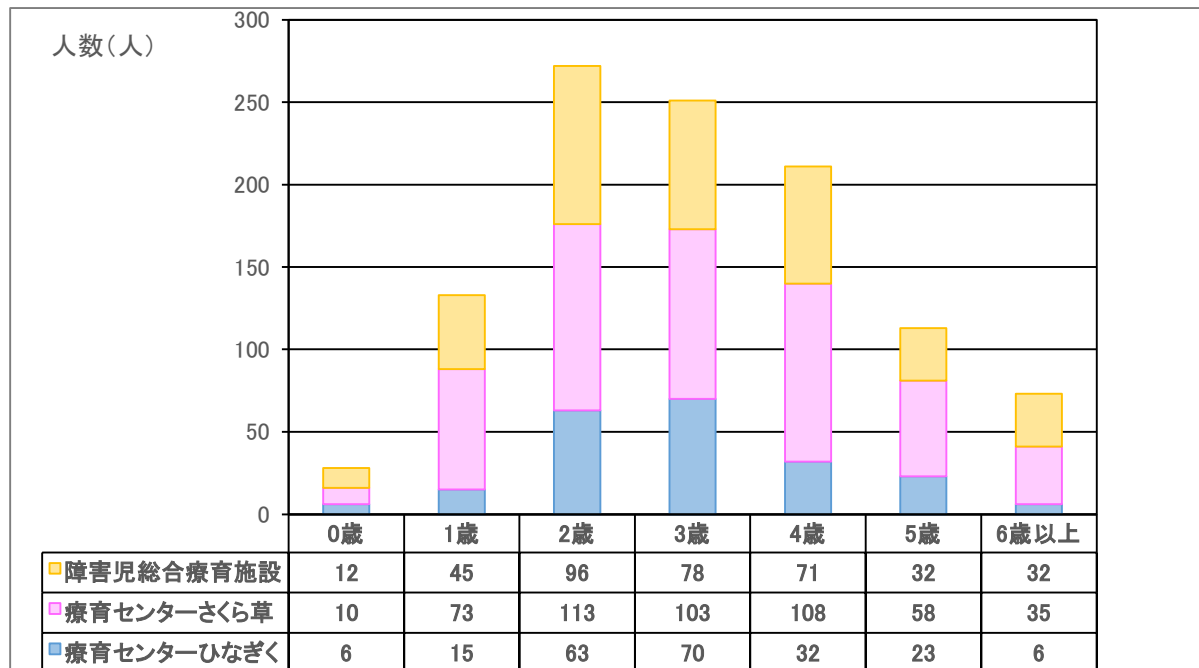
医事業務では、受付事務・会計事務・診療報酬請求事務の他に、医師会や他の機関との連絡調整を行っている。

7 実績報告

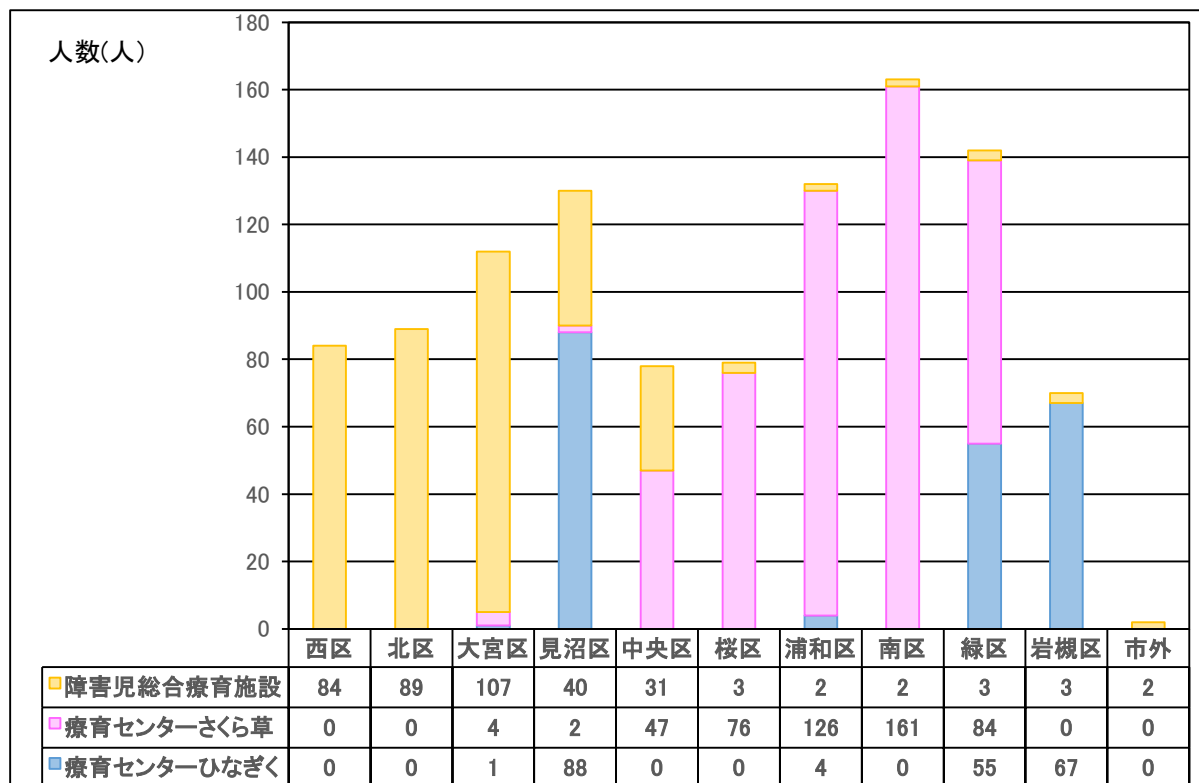
診療受診件数(延べ) (件)

	医科	歯科
障害児総合療育施設	13,858	91
療育センターさくら草	17,218	
療育センターひなぎく	3,907	

年齢別初診人数



地区別初診人数



主な初診病名・人数

(人)

	神経発達症候群 ※1	(脳性麻痺等) 肢体不自由	先天性異常症候群	耳鼻咽喉科疾患 (難聴他)	その他	合計
障害児総合療育施設	357	1	2	4	2	366
療育センターさくら草	477	8	15	0	0	500
療育センターひなぎく	196	5	7	0	7	215

※1 運動発達遅滞、知的発達症、全般的発達遅滞、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習障害、コミュニケーション症群、発達性協調運動症、チック症群、選択性緘黙など

予防接種件数

(件)

	五種混合	四種混合	三種混合	二種混合	日本脳炎	麻疹風疹混合	麻疹	風疹	ポリオ	ムンプス	水痘	インフルエンザ	合計
障害児総合療育施設	0	0	0	1	14	5	0	0	0	3	1	81	105
療育センターさくら草	0	0	0	3	7	7	0	0	0	0	0	165	182

乳幼児健康診査件数

(件)

	4か月	10か月	1歳半	3歳	合計
障害児総合療育施設	1	4	12	52	69
療育センターさくら草	0	0	4	14	18

幼児歯科健康診査件数 (件)

	1歳半	3歳	合計
障害児総合療育施設	1	0	1

各種検査実施件数 (件)

	尿・糞便検査他	生化学検査 (血中濃度検査含) ※1	血液学検査		内分泌検査他	免疫学検査	生理学検査	
			血液検査	染色体検査			脳波・聴性脳幹反応・その他	心電図
障害児総合療育施設	70	1,575	170	0	138	31	30	14
療育センターさくら草	45	1,569	233	0	129	28	66	73
療育センターひなぎく	6	181	24	1	32	0		

※1 生化学検査は項目別ごとの集計

撮影人数と主な撮影部位とその件数

	撮影人数(人)	脊椎(件)	股関節(件)	足部(件)	胸部(件)
障害児総合療育施設	117	86	69	22	11
療育センターさくら草	94	74	64	13	0
療育センターひなぎく	43	33	23	10	0

第4章 外来療育事業

1 概要

外来診療において、0歳～概ね18歳以下の児童に対して、精神発達や運動機能の状態に応じて、医師の指示のもとに、各職種専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）が個別あるいはグループ形態で支援を実施している。

また、保護者に対して児童の発達状態に対する理解及び適切な関わり方や育児面での助言・支援を行った。

2 個別外来

個別外来は、完全予約制で行っている。療育の内容及び頻度については、個々の状態にあわせて、保護者の了解のもとに実施した。

(1) 理学療法

理学療法士（PT）が、脳性麻痺、脳炎等後遺症、染色体異常、運動発達遅滞等の児童に支援を行っている。

内容としては、児童の運動発達を促し、機能の獲得及び維持（変形・拘縮の予防）を目的とした評価及び支援を行っている。保護者に対しては、あそびや運動発達を促すプログラムの提案や、日常生活における姿勢や動きの介助方法の助言を行い、児童の運動発達・運動機能に対する理解を促している。

また、児童を取り巻く環境への支援や、身体機能を補完するための補装具（※注）の製作及び修理を医師の指示に基づいて検討している。

※注 補装具：下肢装具、体幹装具、車椅子、姿勢保持装置、歩行器等

(2) 作業療法

作業療法士（OT）が、脳性麻痺、運動発達遅滞、自閉スペクトラム症等の児童に支援を行っている。

内容としては、運動機能及び上肢機能、感覚統合機能や、あそびの取り組み、日常生活動作（摂食機能、更衣等）の評価と支援を行っている。また、保護者に対しては、家族が児童を理解し、生活を円滑に営めるような関わり方の助言・支援等を行っている。

(3) 言語聴覚療法

言語聴覚士（ST）が、言語発達遅滞、知的発達症、自閉スペクトラム症、構音障害、聴覚障害、吃音等により、コミュニケーションに問題をもつ児童に支援を行っている。

内容としては、言語発達全般の評価（聴力検査含む）を行い、発達や特性に応じた支援を行っている。また、読み書きに問題がある学齢児に対しては必要な評価を行っている。

聴覚障害児には聴力検査、補聴器装用指導等、聴能訓練を行っている（療育セ

ンターひなぎくを除く)。保護者に対しては、児童の状態を説明し、日常の関わり方や家庭での取り組みについて助言・支援等を行っている。

(4) 心理指導

心理士が、発達に何らかの遅れや偏り、または、その疑いのある児童に支援を行っている。

内容としては、発達・知能検査等や行動観察を通して評価を行い、児童の発達や特性に応じたコミュニケーション、認知、生活等の全般的な発達を促す支援を行っている。

就園前の児童に対しては、大人との関わりを深めること、活動を広げることをねらいとしたあそびを通して支援を行っている。

就園後の児童に対しては、人との関わり方、コミュニケーション、認知能力の促進をねらいとしたあそびや課題活動を通して支援を行っている。また、集団生活における不適応や情緒的な問題を伴った児童に対しての支援も行っている。

保護者に対しては、児童の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、育児面での相談支援、児童を理解していくための支援、児童を取り巻く環境の整備に関する助言・支援等を行っている。

訓練・指導実施実人数

(人)

		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	小 学 生	13 歳 ～	合計
理学 療法	障害児総合療育施設	25	39	24	12	10	10	65	47	232
	療育センターさくら草	31	79	38	22	21	24	64	53	332
	療育センターひなぎく	9	13	13	5	2	1	16	19	78
作業 療法	障害児総合療育施設	8	17	28	48	57	41	38	15	252
	療育センターさくら草	9	30	37	63	154	154	63	2	512
	療育センターひなぎく	5	11	12	15	28	11	11	8	101
言語 聴覚 療法	障害児総合療育施設	1	17	43	34	28	30	18	0	171
	療育センターさくら草	2	48	82	103	135	109	42	2	523
	療育センターひなぎく	0	7	7	17	16	12	0	1	60
心理 指導	障害児総合療育施設	3	38	90	92	72	136	26	1	458
	療育センターさくら草	1	30	64	86	104	160	72	2	519
	療育センターひなぎく	0	22	52	29	16	19	1	0	139
合計		94	351	490	526	643	707	416	150	3,377

訓練・指導実施延べ人数

(人)

	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	心理指導	合計
障害児総合療育施設	3,277	1,650	1,029	1,706	7,662
療育センターさくら草	3,670	2,485	2,005	2,165	10,325
療育センターひなぎく	1,100	494	366	797	2,757
合計	8,047	4,629	3,400	4,668	20,744

検査・評価実施数

(人)

職種	分類	障害児総合療育施設	療育センターさくら草	療育センターひなぎく	合計
心理士	発達・知能検査	274	286	139	699
	認知・アセスメント	0	0	0	0
	その他	1	0	0	1
言語聴覚士	聴力検査	52	343	96	491
	言語評価	120	344	48	512
	LD評価	16	15	1	32
作業療法士	感覚統合検査	14	94	26	134
	視知覚検査	1	3	3	7
	その他	104	173	35	312
理学療法士	その他	3	0	3	6
合計		585	1,258	351	2,194

実施している主な検査・評価

		検査名
心理士	発達・知能検査	新版 K 式 2020、WISC-V、田中ビネー V
	認知・アセスメント	K-ABC II
	その他	Vineland II
言語 聴覚士	聴力検査	標準聴力検査、遊戯聴力検査、ティンパノメトリー OAE
	言語評価	国リハ式 S-S 法言語発達遅滞検査、絵画語彙発達検査 (PVT-R)、質問-応答関係検査、構音検査
	LD 評価	改訂版標準読み書きスクリーニング検査 (STRAW-R)、抽象語理解力検査 (SCTAW)、レーヴン色彩マトリックス検査 (RCPM)
作業 療法士	感覚統合検査	日本版ミラー幼児発達スクリーニング検査 (JMAP)、日本版感覚統合検査 (JPAN)
	視知覚検査	フロスティック視知覚発達検査、WAVES
	その他	摂食評価、ADL・上肢機能評価・感覚あそび評価、PEDI
理学 療法士	その他	摂食評価、GMFM、PEDI

3 早期療育グループ

障害児総合療育施設では、1～3歳までの児童と保護者を対象に、専門職を配置した早期療育グループ（ぺんぎん）を実施している。早期療育グループでは、児童と保護者が親子で活動を楽しみ、保護者が児童の抱えている問題や発達状況を理解し、適切な対応が出来るように支援を行った。令和7年1月～3月は、対象児が多く、通常グループと並行して臨時グループを実施した。利用延べ人数は、151人となった。

第5章 児童発達支援センター

1 障害児総合療育施設

(1) 児童発達支援センター つぼみ

ア 運営方針

主に脳性麻痺、精神運動発達遅滞、水頭症、急性脳症の後遺症等の運動発達に遅れのある児童や、てんかんなどの合併症での発作の対応や、医療的ケア（気管切開、経管栄養等）の必要な児童の発達支援を行う。

人との信頼関係を育みながら、安心できる環境の中で主体的な活動ができるようにする。また、保護者と児童の姿を共有し、児童に合わせた支援と一緒に考えることで、児童の育ちや暮らしの安定を図っていく。

専門スタッフとして保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、看護師が連携して支援をする。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

就学前までの肢体不自由児及び重症心身障害児 30名

ウ 通所クラス

(ア) クラス運営

a 年少児（3歳児）クラスは、週3日の親子通所を行った。他事業所との並行通所の状況や家庭の希望、お子さんの状態などのニーズを踏まえ、登園日については個別に調整した。生活習慣を確立していく中で大人の支援を受けながら自発的な取り組みを促すことを目的に、保護者と通うことを基本とした。通所状況によっては年度途中より単独通所の開始も検討した。様々な経験をする中で、楽しめるあそびを増やし、さらに友だちへの気付きや関わりを深めた。

b 年中児（4歳児）クラスは週5日の通所日を設け、週4日単独通所を実施した。生活リズムや生活習慣を身に付け、集団生活の経験を拡げていくことを目的とした。単独通所の中では、より自発的な動きを引き出せるような関わりを行った。

※1学年の人数が少なかった為、年長・年中・年少児の合同クラスでの運営を行った。

c 年長児（5歳児）クラスは、週5日の通所日を設け、週4日単独通所を実施した。後期においては月2日の親子通所とし、単独通所の日数を増やした。前年度の経験を土台とし、自発的な活動を促すと共に人との関わりを深める機会とした。

※1学年の人数が少なかった為、年長・年中・年少児の合同クラスでの運営を行った。

(イ) 発達支援

- a 担任の他にも理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、看護師が定期的に保育に参加し、職員間で園児の情報共有を図り、児童に合わせた支援を一緒に考えた。
- b 運動機能の促進と活動の場を拓げるために深いプールでの水泳活動を実施した。
- c 個別支援計画書作成にあたり、担任が中心となり、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士と情報共有をするための、ケースカンファレンスを行った。
また、標準化されたアセスメントツールを活用し、目標及び課題の抽出を行い、個々の状況に応じた個別支援計画を作成した。
- d 全園児を対象に、環境を整えた中で個に合わせた取り組みを職員と1対1の関わりの中で行う個別の時間（プレイタイム）を、月1回程度実施した。
- e 希望の方に、PT・OT個別プログラムを実施した。
- f 医療的ケアが必要な児に対して、保護者との分離時は必要に応じて看護師が対応した。

医療的ケア児の人数 (人)

項目	人数
口鼻腔吸引	2
酸素療法	0
気管切開 / 導尿	1
経鼻経管栄養（経口栄養を含む）	0
胃ろう（+経口栄養を含む）	3
バイパップ 人工呼吸器	0

(ウ) 家族支援

- a 担任による個別面談を年3回行った。その他保護者の要望等必要に応じて随時面談を行った。
- b 担任による懇談会を年2回行った。
- c 保護者勉強会を次頁のとおり行った。

時期	内容	回数	対象 クラス	担当
5月	年中児分離オリエンテーション	1	年中	保育士
	水泳活動オリエンテーション	1	全員	保育士
	つぼみの療育について	1	全員	保育士
10月	遊びと活動について	1	全員	保育士
11月	「わかる」を考えてみよう	1	全員	言語聴覚士
	生活に活かす介助方法のコツ	1	全員	理学療法士
12月	「手を使う」を考えてみよう	1	全員	作業療法士
2月	卒園児保護者との懇談(卒園後の生活等)	1	全員	卒園児保護者

d 家族登園

日常の通所クラスには参加していない父親や祖父母などの家族が、つぼみの通所クラスに参加することを目的に、年3回実施した。また、きょうだいのみのプログラムを設定し、きょうだい同士で交流する機会を作り、きょうだい支援を行った。

e きょうだい参加・きょうだいわくわくデー

通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていくことを目的に、学校の夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいが通所支援に参加する機会を作った。また通所の短縮日には希望したきょうだいが通所クラスに参加できるように企画をしたが、対象となるきょうだい児がいなかったため、実施しなかった。

f 夏まつり・お正月あそぼう会

家族や祖父母、きょうだいが参加できる行事とした。小学生以下のきょうだいも参加し、家族全員で楽しむだけでなく、保護者やきょうだい同士の交流、児童の成長を確認できる場になることを目的とした。

(エ) 地域支援

夏休みに県内の特別支援学校の教員の研修を受け入れ、幼児期における通所支援の理解の一助となる機会を設けた。また、近年の児童デイサービス事業所の新設が増加し、医療的ケア児に対する支援も広がっている。この動きを受け、他事業所からの見学を受け入れ連携を図った。

エ グループ支援

未就園児グループ支援（りんご）

発達がゆっくりな低年齢児を対象に、集団場面を通して個々の発達段階に応じた支援を行った。外来訓練で経験したことを遊びの場面に取り入れていくことで、保護者が生活の中で適切な対応ができるように支援を行った。

オ つぼみ在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所クラス

R7.3.31 現在

クラス		在籍数(人)	通所日数/週(日)	通所形態の内訳(日)
年長	さくらんぼ	3	5	親子0.5 単独4.5
年中		2	5	親子1 単独4
年少		2	3	親子3
合計		7		

(イ) グループ支援

グループ名	在籍数(人)	通所日数/週(日)	通所形態の内訳(日)
りんご	8	1	親子1

つぼみのあそび



【楽器あそび】

指先でゴムを引っ張って鳴らしたり、手を置き重みでビーズや小豆が動くのを見て楽しんでいるよ。



【どっすん坂】

坂を滑り、どっしん！
身体全体で刺激を感じ楽しんだよ。

(2) 児童発達支援センター めぶき

ア 運営方針

発達全般がゆっくりな児童、発達に偏りのある児童の発達支援を行う。
人との信頼関係を育みながら、安心できる環境の中で主体的な活動ができるようにする。また、保護者と児童の姿を共有し、児童に合わせた支援と一緒に考えることで、児童の育ちや暮らしの安定を図っていく。
専門スタッフとして保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、言語聴覚士が連携して支援する。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

就学前までの発達がゆっくりな児童及び発達に偏りのある児童 40名

ウ 通所クラス

(ア) クラス運営

クラスでの集団生活の中で、生活リズムを整え、生活習慣を身につけていく。また感覚運動あそび、集団あそび、制作などの活動を通して、あそびの幅を広げるとともに、人との信頼関係(コミュニケーション)等、子どもたちの育ちにとって大切な基礎的な力を育てていくための支援を行った。

- a 年少児は、最初は週4日の親子通所で生活リズムを整えると共に生活習慣を身に着け、集団生活に慣れることを目的とした。通所生活に慣れてきた段階で、通所日数を週5日に増やし、そのうち週2日を単独通所にする事で、コミュニケーションの土台作りや生活経験の拡大を図った。また、児の様子に合わせて7月より週2日を親子通所、週3日を単独通所に変更した。
- b 年中児は、集団生活の幅を広げることを目的として週5日の通所とした。そのうち、週2日は親子通所、週3日は保護者以外の大人との関係性を深め、自発的活動を促すことを目的に単独通所とした。また、児の様子に合わせて7月より週1日を親子通所、週4日を単独通所に変更した。
- c 年長児は、生活全般において自発的に取り組む力を育む事を目的に週5日通所とし、単独通所を基本とした。支援の共通理解を深めることを目的として、当初は親子通所が週1日だったが、7月以降は隔週1日の実施とした。

(イ) 発達支援

- a 担任の他にも心理士、作業療法士、言語聴覚士が定期的にクラスでの活動に参加し、園児の情報共有を図るとともに、支援方法について一緒に考えた。

- b 個別支援計画書作成にあたっては、担任が中心となり、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、言語聴覚士と情報共有をするために、ケースカンファレンスを行った。また、標準化されたアセスメントツールを活用し、目標及び課題の抽出を行い、個々の状況に応じた個別支援計画を作成した。
- c 年中児・年長児を対象に、環境を整えた中で個に合わせた取り組みを職員と1対1の関わりの中で行う個別の時間（プレイタイム）を、月1回程度実施した。

(ウ) 家族支援

- a 担任による個別面談を1人あたり年3回行った。その他、保護者の要望等に応じて随時面談を行った。
- b 担任による懇談会を各クラス年2回行った。
- c 保護者勉強会を下表のとおり行った。

時期	内容	回数	対象クラス	担当
6月	単独通所オリエンテーション	1	年少	保育士
9月	「子どもの行動について考える」	1	年中・年長	保育士
	「めぶきの療育について」	1	新入園児	保育士
10月	子どもの行動を感覚から考える	1	全員	作業療法士
11月	子どもの発達を考えてみよう	1	全員	心理士
12月	ことばとコミュニケーションの育ち	1	全員	言語聴覚士
1月	卒園児保護者からの話（就学について）	1	全員	卒園児保護者

d 家族登園

日常の通所クラスには参加していない父親や祖父母などの家族が、めぶきの通所クラスに参加することを目的に、年に3回実施した。また、きょうだいのみプログラムを設定し、きょうだい同士で交流する機会を作り、きょうだい支援を行った。

e きょうだい参加・きょうだいわくわくデー

通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていくことを目的とし、夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいに通所クラスに参加してもらい、きょうだい支援を行った。また通所の短縮日には希望したきょうだいが通所クラスに参加できるように企画を行った。

f 夏まつり・お正月あそぼう会

家族や祖父母、きょうだいが参加できる行事とした。小学生以下のきょうだいも参加し、家族全員で楽しむだけでなく、保護者やきょうだい同士の

交流、児童の成長を確認できる場になることを目的とした。

(エ) 地域支援

夏休みに県内の特別支援学校の教員の研修を受け入れ、幼児期における通所支援の理解の一助となる機会を設けた。また、近年の児童デイサービス事業所の新設が増加し、医療的ケア児に対する支援も拡がっている。この動きを受け、他事業所からの見学を受け入れ連携を図った。

エ グループ支援

発達がゆっくりな低年齢児や未就学児、また地域の集団に就園しているが小集団での発達的な支援が必要な児に対し、個々の発達段階に応じた支援を行った。グループを担当している心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、保育士など専門職が活動に参加し、専門的助言を行った。

a 未就園児グループ支援（おひさま・くれよん）

概ね2～3歳までの児童と保護者を対象にグループを編成し、児童の活動やコミュニケーションの拡大を中心に発達支援を行った。保護者が児童の抱えている課題や発達状況への気づきを促し、安心して子どもの育ちを支えていける気持ちを持てるよう面談や懇談会等を実施し、支援を行った。

b 就園児グループ支援（らっこ・まんぼう・くじら・くらげ）

保育所・幼稚園に通っている年中・年長の児童と保護者を対象にグループを編成し、発達支援及び集団活動への適応をねらいとした支援を行った。また、保護者同士の交流を図り、保護者が児童の抱えている問題や発達状況を理解し、適切な対応ができるように支援を行った。

c 就園児グループ支援（いるか）

保育所・幼稚園に通っている年長の肢体不自由児と保護者を対象とした。

オ 個別支援

心理士・作業療法士・言語聴覚士が、発達に何らかの遅れや偏りのある児童に対し、個別支援計画に沿って個別に発達支援を行った。また、保護者が児童の抱えている課題や発達状況への気づきを促し、安心して子どもの育ちを支えていける気持ちを持てるよう助言等の支援を行った。

個別・グループを利用している保護者への家族支援の一環として、保護者勉強会を実施した。

カ めぶき在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所クラス

R7.3.31 現在

学年		在籍数(人)	通所日数/週(日)	通所形態の内訳(日)
年長	みかん	10	5	親子 0.5
	いちご			単独 4.5
年中	みかん	4	5	親子 1
	もも いちご			単独 4
年少	みかん	8	5	親子 2
	もも いちご			単独 3
合計		22		

(イ) グループ支援

グループ名	在籍数(人)	回数/月	延べ利用者数(人)
おひさま・くれよん	12	4	268
らっこ・まんぼう・くじら・くらげ	21	2	421
いるか	4	2	44

※くれよんグループは後期から開始

(ウ) 個別支援

(人)

契約者数/年	延べ利用者数/年
83	1,015

めぶきのあそび



【カラーボール・豆まきごっこ】
壁にかけてある鬼にめがけて
ボールを投げて鬼退治。
自分で作った鬼も飾ったよ。



【お正月あそび】
色々あるお正月あそび。
福笑いやコマ回しをやったよ。

(3) 児童発達支援センター わかば

ア 運営方針

難聴及び難聴に伴う言語発達の遅れのある児童を対象に親子通所による支援を提供する。新生児聴覚検査後の早期支援に対応するため、0歳児から対象とする。補聴器や人工内耳を用いて補聴を整え、言語・コミュニケーションの発達を支援する。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

就学前までの難聴児 30名

ウ 支援プログラム

(ア) 年齢に応じたクラス別のグループ支援と個別支援を実施した。通所日数は個々の児童の状態に合わせて週に1～3日とした。給食提供は2歳児クラスからとした。

(イ) 全クラス親子通所とした。子どもの自主性を大切にしながら、保護者同室で体験を共有する時間や保護者別室で活動する時間を設けた。

(ウ) 個々の聴力やことば、コミュニケーションの状態に応じて、幼稚園や保育所との併用を進めた。

(エ) グループ支援では、生活リズムの確立や情緒・社会性の発達、言語・コミュニケーション能力の発達に対する支援を行った。

(オ) 個別支援は、言語聴覚士が聴力管理や補聴器フィッティング、言語コミュニケーション支援、保護者支援を行った。

エ わかば在籍児数・通所日数・通所形態等

クラス		在籍数(人)	通所日数/週(日)※	通所形態	
年長	きりん	3	1～2	すべて親子	
年中	ぱんだ	4	1～2		
年少	うさぎ	5	1～3		
2歳児	りす	5	1～3		
1歳児	ひよこ	6	1～3		
0歳児	たまご	3	1～2		
個別	年長	1	2回/月	すべて親子	
	年中	1			
	年少	3			
	2歳児	1			
合計		32			

※通所日数は、個々の状態による。

※通所日数は、グループと個別の合計日数

オ 保護者支援

(ア) 育児支援・家庭との連携

個別支援での助言の他、必要に応じて随時面談を行った。

(イ) 保護者勉強会

時期	内容	回数	対象クラス	担当
5月	わかば通所とは	1	2歳児	保育士
6月	難聴体験講座	1	全クラス	言語聴覚士
9月	保護者勉強会（外部講師） 「わかば保護者勉強会 ～卒園生に学ぶ～」	1	全クラス	ライカブリッジ （言語聴覚士）
	保護者勉強会 OT 「感覚と運動について」	1	2歳児	作業療法士 保育士
10月	保護者勉強会（わかば卒園児） 「わかば卒園児保護者による体 験談」	1	全クラス	保育士 言語聴覚士
11月	難聴体験講座	1	年少・年中	言語聴覚士
1月	年長児保護者体験談	1	全クラス	言語聴覚士 保育士
随時	・保護者勉強会 DVD の貸し出し ・体験談 DVD の貸し出し		希望者	言語聴覚士 保育士

カ 家族支援

(ア) 難聴体験

身近な家族が「きこえにくい」ということをより理解するために、難聴体験講座を年1回行った。参加者は、耳栓を装用して雑音のある環境下で話を聞く体験をするなど、難聴児の日ごろの感覚やコミュニケーションをする上での問題点について考える機会となった。

(イ) 家族登園

普段、通所に参加できない家族を対象に土曜登園を開催。難聴体験やグループ支援の体験をすることで、「きこえにくさ」やわかばの支援への理解を深めることを目的とした。令和6年度は年3回実施した。

(イ) きょうだい参加

夏休み期間を利用し、小学生以上のきょうだいが通所支援に参加し通所生活への関心や理解を持ってもらい、家庭での関わりを深めていくことを目的とした。

キ 幼稚園・保育所との連携

令和6年度は、通所児が通う幼稚園や保育所に対して訪問支援を実施した。保護者の了解のもと、わかばからは支援内容を説明し、幼稚園、保育所からは園での様子や対応について確認した。また、「難聴とは？」をテーマに聞こえにくさについての動画を配信し、幼稚園・保育所の先生が事前に確認することで、難聴児に対する理解を深め、双方でより良いコミュニケーション支援ができることをねらいとした。

ク 他機関との連携

埼玉県難聴乳幼児諸機関担当者会（年2回）に参加し、県内の難聴児支援の現状とあり方について討議した。

人工内耳手術病院（三田病院、東京大学医学部附属病院、東京医療センター等）との連携に努めている。就学の際は、就学予定の小学校、ことばの教室に保護者の了解を得た上で情報提供をしている。

わかばのあそび



【夏祭りごっこ】
金魚すくい
何匹すくえるかな？



【お楽しみハイク】
忍者チョップ！
忍者と体操を踊っ
たよ。

(4) 通所施設の主な行事

時期	つぼみ	めぶき	わかば
4月	入園式・はじまりの会・健診(～5月)		
5月	春の遠足 (大宮花の丘農林公苑)	春の遠足 (秋葉の森公園)	
6月	家族登園	家族登園	
7月	水泳設定(7～8月) 夏祭り		家族登園(4・5歳児)
8月	きょうだい わくわくデー	きょうだい わくわくデー	きょうだい参加
9月			
10月	家族登園	家族登園 (秋祭り)	お楽しみハイク (川越市)(4・5歳児)
11月	秋の遠足 (キッズーナ)	秋の遠足 (キッズーナ)	家族登園 (2・3歳児) レクリエーション会 (各クラス)
12月	お楽しみ会(各通所)		
1月	お正月あそぼう会		家族登園(0・1歳児)
2月	家族登園	家族登園	
3月	お別れ遠足 (大宮花の丘農林公苑)		
	おわかれ会・卒園式		

※その他 避難訓練 月1回 / お誕生日会 月1回～2か月に1回

(5) 通所児の状況

ア 各施設の月毎の延べ利用児数（契約児数） 月末締め的人数（人）

	つぼみ				めぶき						わかば		合計	
	通所クラス		グループ支援		通所クラス		グループ支援		個別支援					
4月	64	(8)	5	(3)	289	(23)	40	(30)	58	(65)	130	(28)	586	(157)
5月	89	(8)	9	(4)	322	(23)	65	(36)	80	(66)	142	(29)	707	(166)
6月	85	(8)	12	(4)	371	(23)	69	(38)	82	(65)	141	(29)	760	(167)
7月	87	(8)	17	(6)	365	(23)	63	(35)	74	(71)	171	(29)	777	(172)
8月	84	(8)	11	(6)	278	(23)	60	(36)	85	(70)	125	(31)	643	(174)
9月	69	(8)	16	(6)	296	(23)	66	(36)	83	(72)	163	(31)	693	(176)
10月	91	(8)	15	(6)	351	(23)	74	(39)	83	(74)	184	(31)	798	(181)
11月	67	(8)	20	(7)	331	(22)	87	(40)	90	(75)	158	(31)	753	(183)
12月	75	(7)	20	(7)	300	(22)	64	(41)	90	(77)	147	(31)	696	(185)
1月	69	(7)	20	(8)	318	(22)	81	(39)	93	(78)	153	(32)	734	(186)
2月	61	(7)	20	(8)	306	(22)	77	(37)	99	(82)	156	(32)	719	(188)
3月	55	(7)	20	(8)	246	(22)	47	(37)	98	(83)	140	(32)	606	(189)
合計	896		185		3,773		793		1,015		1,810		8,472	
年間平均	75	(8)	15	(6)	314	(23)	66	(37)	85	(73)	151	(31)	706	(177)

※年間平均：小数点以下四捨五入

イ 各通所児の退所後の進路（人）

	つぼみ	めぶき	わかば
幼稚園	0	0	0
保育所	0	4	0
特別支援学校 (聴覚系幼稚部)	0	0	1
他福祉施設	0	0	0
その他	1	0	0

ウ 卒所後の進路（人）

	つぼみ	めぶき	わかば
特別支援学校	(肢体) 3 (知的) 0	(知的) 9	0
小学校支援級	0	1	0
小学校普通級	0	0	(ことばの教室) 4

エ 通所児の診断名内訳（主たる疾患で分類） (人)

つぼみ		めぶき	
全般的発達遅滞	0	自閉スペクトラム症等	22
脳性麻痺	1	先天異常症候群 (染色体異常等)	0
先天異常症候群 (染色体異常等)	2		
その他	4		

オ わかば通所児紹介元 (件)

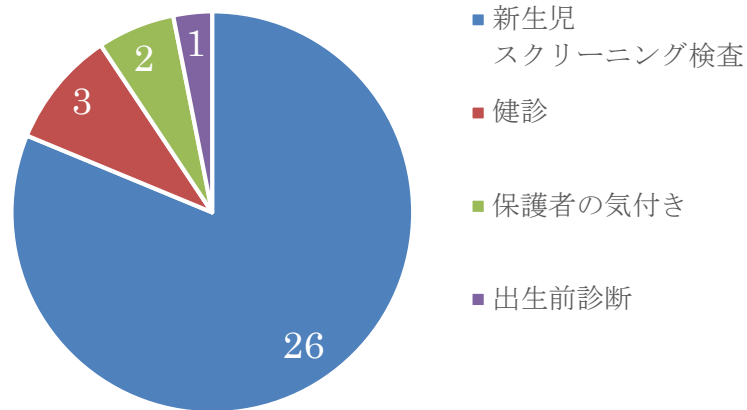
埼玉県立小児医療センター	26
獨協医科大学病院	1
横浜市総合リハビリテーションセンター	2
さくら草	1
杉内クリニック	2
合計	32

カ ひまわり学園利用の難聴児の平均聴力レベルの内訳 (人)

平均聴力 レベル	～49dB	50～69dB	70～89dB	90dB 以上	合計
人数	4	13	3	11 (11)	32 (11)

※ () は人工内耳装用児

発見の経緯



新生児聴覚スクリーニング検査が実施されるようになり、聴力の程度を問わず早期に発見されるようになった。過去には新生児聴覚スクリーニング検査の結果が「pass（反応あり）」となり、後に難聴が発見されたケースや、新生児聴覚スクリーニング検査を受けなかったため発見が遅れたケースもあり、今後も健診などの協力を得てできるだけ早期に難聴を発見することが大切である。

さいたま市保健所では、新生児聴覚検査フォロー事業を行っており、毎年わかばを会場として研修会を開催している。令和6年度も保健師が研修会に参加し、わかばスタッフが補聴器の試聴体験や難聴児支援についての紹介をし、難聴の早期発見に向けての健診の重要性などについて伝えた。

(6) 保育所等訪問支援

集団生活の場で安全・安心に過ごし適応することができること、子どもの育ちの充実を図ることを目的に、利用児が集団生活を営む保育所等を訪問し、利用児の発達段階や特性を踏まえた関わり方や当該施設の環境等についての助言などを通じて、利用児本人と施設スタッフに対して支援を行った。

契約人数

(人)

	公立・認可保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
新規契約人数	14	9	2	25
継続契約人数	38	13	5	56
総契約人数	52	22	7	81

支援実績 (件)

	公立・認可保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
実施人数	30	9	6	45
支援延べ件数	36	12	10	58

(7) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんの発達支援を提供できるよう、お子さんの居宅を訪問し支援を行った。

契約人数と実施延べ人数 (人)

新規契約人数	継続契約人数	実施人数	支援延べ人数
0	3	3	25

(8) 相談支援

「通所支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害福祉サービス」を利用したい等の相談を受け、サービス等利用計画書の作成やモニタリングを行った。その他サービスの情報提供や関連機関との連携をしながら相談者の支援を行った。

相談支援件数 (人)

新規	継続
3	52

2 療育センターさくら草

(1) 児童発達支援センター すみれ

ア 運営方針

2歳児から就学前の肢体不自由児に、保護者同行による通所と単独通所（本人のみの活動参加）の形態で療育を提供する。

年齢や個々の発達状況に応じたクラス編成を行い、療育、訓練、行事などを通して肢体不自由児の運動面の訓練のみならず情緒社会性を含めた全体的な発達を促す。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

- ・ 2歳児から就学前までの肢体不自由児通園クラス 30人
- ・ 概ね2歳児から5歳児までの週2クラス 13人

ウ 療育プログラム（通園・フォロー）

(ア) 2歳児は週2日の保護者との通所の中で、生活リズムの安定を図るとともに、遊びや生活を通して、園が家庭以外の安心できる楽しい場所となることを目指した。

(イ) 年少児は週3日の保護者との通所の中で、生活リズムの安定を図り、様々な経験を通して、遊びの楽しさや人と関わる楽しさを広げること、保護者同士のつながりの場となることを目指した。

(ウ) 年中児・年長児は、通所生活を積み重ねる中で、生活リズムや生活習慣を身につけ、また、単独通所を行うことで家族以外の大人や友だちとの関係を広げ、自発的な活動を促し、主体性を育くんだ。

(エ) 週2クラスは、親子で活動を楽しみながら、子どもの興味関心を広げるとともに、保護者が子どもの遊びや、子どもの好きなことについて理解を深められるようにした。

(オ) 夏季には水泳療法を取り入れ、運動機能の維持・促進を図るとともに、子どもの楽しみを広げる機会とした。

(カ) 月1回音楽療法を取り入れ、機能の維持改善や、子どもの自発性・社会性を養った。

(キ) 専門職スタッフの助言を日常生活や、保育の中に取り入れた。

エ 療育プログラム 未就園児療育グループ（ろけっと）

未就園の歩行未獲得児もしくは歩行不安定児を対象に、作業療法士の支援の下、親子でいろいろな遊びを経験しながら、保護者が児童の発達状況を理解し、家庭での遊びの手がかりやきっかけを得られるよう、支援を行った。

オ すみれ 在籍児数・通所日数・通所形態

(ア) 通所支援（通所クラス）

	在籍数（人）	通所日数／週（日）	通所形態
年長	5	5	親子1日、単独4日
年中	6	5	親子1日、単独4日
年少	3	3	親子3日
2歳児	3	2	親子2日
週2クラス	10	2	親子2日
合計	26		

(イ) 療育グループ（グループ支援）

グループ名		在籍人（人）	回数（回）	利用延べ人数（人）
ろけっと	前期	4	9	33
	後期	8	9	56

カ 保護者支援

保護者支援として、以下のような勉強会・保護者会・懇談会を行った。

時期	内容	回数	対象クラス	担当
4月	保護者会	1	全クラス	園長
	給食について	1	全クラス	管理栄養士
5月	「療育センター各職種の役割について」	1	全クラス	ケースワーカー
	「運動の発達について」	1	全クラス	理学療法士
6月	保護者会	1	全クラス	園長
	先輩保護者の話を聞く会	1	全クラス	園長
9月	感覚とあそびについて	1	全クラス	作業療法士
10月	クラス懇談会	3	全クラス	担任 園長
1月	「寄り添うということ（はたらきかけのタイミングと工夫）」	1	全クラス	臨床心理士
2月	クラス懇談会	3	全クラス	担任 園長
3月	保護者会	1	全クラス	園長

キ 家族支援

きょうだい児の学校等が夏休みの期間に、希望者を対象に、単独通園児の様子を見る機会を設けた。

秋に行った運動会では、きょうだい児の参加を可とし、通園児の頑張る姿を見る機会を設けた。

また、普段通園児の様子を見る機会の少ない家族を対象に、通園児への理解を深めてもらうとともに、他の家族との交流を図ってもらう機会として、土曜参観を年2回実施した。

ク 他機関との連携

卒退園児が移行先の施設や学校で円滑に過ごすことができるよう、保護者の方に同意を得て、情報共有を行った。

また、育成支援適用委員会に参加し、保育園との連携を図った。

(2) 児童発達支援センター たんぽぽ

ア 運営方針

年齢や個々の発達状況に応じたクラス編成を行い、療育を通して運動面、情緒面、社会性を含めた全体発達を促す。

保護者同行による通所と単独通所（本人のみの活動参加）の形態で療育を提供・実施する。

イ 対象・定員（1日の利用定員数）

- ・年少児から就学前までの発達障害児対象の通園クラス 30人
- ・幼稚園・保育所等利用児対象のフォロークラス 20人

ウ 療育プログラム

(ア) 通所支援（通園クラス）

- a 年少児は週4日通園。入園後段階を踏みながら単独通所し、安定した園生活を送る中で主体性を育て、生活リズムと基本的な生活習慣を身につけた。また月6日、保護者同行の通所日を設け、療育の共通理解を深めた。
- b 年中児、年長児は週5日通園。単独通所し、人とかかわる楽しい経験を通して自信と意欲を育てるとともに、基本的な生活習慣を身につけた。また月4日、保護者同行の通所日を設け、療育の共通理解を深めた。
- c フォロークラスは、週1日通園。小集団での活動を通して感情をコントロールする力を身につけられるような取組みを行った他、自己肯定感を高められるような関わりと支援を行った。2か月に1日、保護者との通所日を設け、子どもの状況を認識してもらうとともに保護者同士のつながりの場をつくった。
- d 必要に応じて専門職スタッフの助言を得て、療育に活かした。保護者との懇談会や勉強会を行い情報提供や共通理解の場をつくった。

(イ) 未就園児療育グループ（ひこうき）

未就園の発達障害児を対象に、作業療法士の支援、保育士の支援の下、親子でいろいろな遊びを経験しながら、保護者が児童の発達状況を理解し、家庭での遊びの手がかりやきっかけを得られるよう、支援を行った。

(ウ) 個別支援（作業療法士個別支援）

作業療法士が、発達に何らかの遅れや偏り、またその疑いのある就学前の児童を対象に、運動機能及び感覚統合機能、日常生活動作等について支援を行った。

エ たんぽぽ 在籍児数・通所日数・通所形態等

(ア) 通所支援 (通所クラス)

	在籍数 (人)	通所日数/週 (日)	通所形態
年長	12	5	親子通園 4 日/月、他単独
年中	3	5	親子通園 4 日/月、他単独
年少	10	4	親子通園 6 日/月、他単独
フォロー クラス	13	1	親子 2 か月に 1 日、他は単独
合計	38		

(イ) 療育グループ (グループ支援)

グループ名		在籍人 (人)	回数 (回)	利用延べ人数 (人)
ひこうき	前期	7	9	56
	後期	7	9	51

(ウ) 個別支援 (作業療法士個別支援) (人)

契約人数/年	利用延べ人数/年
34	431

オ 保護者支援

保育士・児童指導員による個別面談の他、下表のような保護者勉強会と講習会を実施した。

時期	内容	回数	対象クラス(回)	担当
4月	「福祉制度について」	2	通園クラス(1) フォロークラス(1)	ケースワーカー
5月	先輩保護者に話を聞く会 「就学について」※書面にて実施	1	通園クラス	通園クラス保護者OB
5月	クラス懇談会(～6月)	5	通園クラス(3) フォロークラス(2)	クラス担任 園長
8月	先輩保護者に話を聞く会 「就園について」※書面にて実施	1	通園クラス	通園クラス保護者OB
11月	「補助具の作り方」 (～3月)	4	通園クラス	作業療法士
12月	「運動機能の発達について」	1	通園クラス	理学療法士
1月	クラス懇談会	5	通園クラス(3) フォロークラス(2)	クラス担任 園長
随時	補助具作成とアドバイス	-	通園クラス、フォロー クラスの希望者	作業療法士

カ 家族支援

(ア) 運動会

家族が参加することで、療育の理解を深めるとともに成長を実感してもらう機会とした。また、保護者同士の出会いや交流の場とした。

(イ) 土曜参観

普段、通園に参加することが少ない親族の方との通所日として、1日一緒に過ごし、子どもへの理解を深め、また、家族同士が交流を深める機会として年2回実施した。

キ 他機関との連携

育成支援会議等へ出席し、保育園等の機関と情報交換を行った。

(3) 療育センターさくら草 主な行事

時期	すみれ	たんぽぽ
4月	入園式	
5月	総合防災訓練、健康診断	
6月	耳鼻科健診、土曜参観	
7月	歯科検診、夏まつり	
8月	園外プール	
9月	秋の遠足	
10月	健康診断、運動会	
11月	総合防災訓練、引き渡し訓練	
12月	お楽しみ会	
2月	土曜参観	土曜参観、年長お別れ遠足
3月	卒園式、お別れ会	
	年長お別れ遠足	

※その他 避難訓練 両園とも月1回
 お誕生日会 両園とも月1回
 音楽療法 すみれ 月1回、たんぽぽ 年15回



(4) 通所児の状況

ア 各園の月毎の延べ利用児数（契約児数）

(人)

	すみれ				たんぽぽ						合計	
	通所支援		療育グループ		通所支援		療育グループ		個別支援			
	(通園/フォロー)	(グループ支援)	(通園/フォロー)	(グループ支援)	(通園/フォロー)	(グループ支援)	(通園/フォロー)	(グループ支援)	(作業療法士 個別支援)			
4月	123	(19)	0	(0)	352	(35)	0	(0)	26	(24)	501	(78)
5月	166	(22)	0	(0)	457	(37)	0	(0)	22	(26)	645	(85)
6月	175	(22)	9	(5)	433	(38)	14	(7)	25	(26)	656	(98)
7月	204	(22)	3	(5)	470	(40)	6	(7)	25	(26)	708	(100)
8月	143	(24)	6	(4)	351	(40)	14	(7)	37	(26)	551	(101)
9月	166	(24)	8	(4)	426	(40)	10	(7)	39	(29)	649	(104)
10月	194	(24)	7	(4)	479	(38)	12	(7)	41	(32)	733	(105)
11月	179	(27)	13	(8)	450	(39)	11	(7)	38	(33)	691	(114)
12月	171	(27)	13	(8)	381	(39)	9	(7)	43	(34)	617	(115)
1月	154	(27)	13	(8)	442	(39)	13	(7)	43	(34)	665	(115)
2月	143	(27)	11	(8)	386	(40)	12	(7)	47	(34)	599	(116)
3月	153	(26)	6	(8)	412	(40)	6	(7)	47	(34)	624	(115)
合計	1,971	(291)	89	(62)	5,039	(465)	107	(70)	433	(358)	7,639	(1,246)
年間平均	164	(24)	7	(5)	420	(39)	9	(6)	36	(30)	637	(104)

※年間平均：小数点以下四捨五入

※()は、契約者数

イ 通所児の退所後の進路

(人)

	すみれ	たんぽぽ
幼稚園	0	2
保育所	5	2
他福祉施設	0	2
その他	2	0

ウ 卒園後の進路

(人)

	すみれ	たんぽぽ
特別支援学校	7	11
小学校支援級	0	2
小学校普通級	0	6

エ 通所児の障害内訳（主たる疾患で分類） (人)

すみれ		たんぽぽ	
脳性麻痺	2	自閉スペクトラム症等	22
染色体異常	7	染色体異常	6
全般的発達遅延	4	全般的発達遅延	7
その他	15	その他	4

(5) 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む保育所等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体や精神の状態及び集団生活の場の環境に応じて、障害児本人と施設スタッフに対し支援を行った。

契約人数 (人)

	公立・認可保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
新規契約人数	8	8	0	16
継続契約人数	10	7	0	17
総契約人数	18	15	0	33

支援実績 (人/件)

	公立・認可保育所	幼稚園	ナーサリー等	合計
実施人数	18	13	1	32
支援延べ件数	32	24	1	57

(6) 相談支援

「通所支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害福祉サービス」を利用したい等の相談を受け、サービス等利用計画書の作成やモニタリングを行った。その他サービスの情報提供や関連機関との連携を図りながら相談者の支援を行った。

相談支援件数 (人)

新規	継続
12	286

3 給食

(1) 意義

障害児総合療育施設及び療育センターさくら草の給食は、喫食者（児童）の健康づくりに寄与するとともに食育及び療育としての役割を担っている。

(2) 栄養管理

ア 栄養基準

「日本人の食事摂取基準(厚生労働省策定)」を参考に設定している。

イ 献立作成

(ア) 薄味、手作りを原則とし、喫食者（児童）の嗜好を考慮する。

(イ) 色彩、季節感、行事等を勘案する。

(ウ) 特に身体発育面で重要な良質のたんぱく質、カルシウム、各種ビタミン類を十分摂取できるよう考慮する。

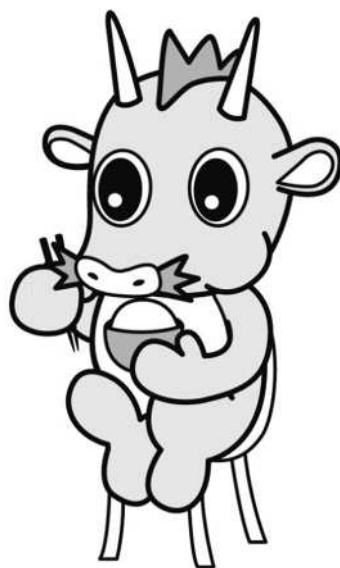
(エ) 障害の程度に応じて咀嚼（そしゃく）、嚥下（えんげ）のしやすい食材を選択する。

(オ) 普通食に加えて、障害の程度に応じたやわらか食、ミキサー食、ペースト食を選択可能とし、その調理法については多職種で協議する。

(カ) 通所する曜日の限られる喫食者（児童）にも配慮する。

ウ その他

医師の指示に基づいて、可能な限りアレルギー原因食品の除去・代替を行っている。



(3) 食事に関する調査

目 的	給食に対する嗜好を把握し、今後の給食の栄養計画、栄養指導の参考とする
対 象 者	障害児総合療育施設及び療育センターさくら草に通所する喫食者（児童）
実施期間	令和6年10月
調査方法	無記名自記式質問紙調査、直接配付及び回収
調査内容	<p>障害児総合療育施設</p> <p>①児童の属性（所属・年齢・性別・食形態）及びひまわり学園の給食を喫食している期間について</p> <p>②児童の普段の食事について</p> <p>③給食で提供している料理の好き嫌いについて</p> <p>④給食がきっかけで食べられるようになったもの</p> <p>⑤給食についてのご意見・ご質問</p> <p>療育センターさくら草</p> <p>①児童の属性（所属・年齢・性別・食形態）について</p> <p>②児童の普段の食事について</p> <p>③給食で提供している料理の好き嫌いについて</p> <p>④給食がきっかけで食べられるようになったもの</p> <p>⑤給食についてのご意見・ご質問</p>
回収状況	<p>障害児総合療育施設</p> <p>配付数 44 名 回答数 35 名 回収率 79.5%</p> <p>療育センターさくら草</p> <p>配付数 37 名 回答数 34 名 回収率 91.9%</p>

(4) 給食委員会

障害児総合療育施設の栄養業務及び給食業務の適正な管理・運営を目的として、毎月1回給食委員会を開催した。

(5) 行事食の実施

行事食を通じて、児童の食への関心を高めることを目的に実施した。

[実施内容]

時期	障害児総合療育施設	療育センターさくら草
4月		おめでとうランチ こどもの日
5月	さいたま市民の日給食 こどもの日	さいたま市民の日ランチ
6月		よい歯の日ランチ
7月	七夕 海の日	七夕 夏まつり
8月		夏野菜ランチ
9月	十五夜	お月見
10月	目の愛護デー 図書コラボ給食 2024 ツールドフランスさいたま クリテリウム ハロウィン	ハロウィン
11月	埼玉県産地消月間	秋の味覚ランチ
12月	おたのしみ会(クリスマス会) 冬至	おたのしみ会(クリスマス会) 冬至
1月	お正月	七草
2月	節分	節分 バレンタインデー
3月	ひなまつり お別れ会(リクエスト献立)	ひなまつり おめでとうランチ

(6) かみかみメニューの実施

障害児総合療育施設において、園児の咀嚼の練習につなげることを目的とした「かみかみメニュー」を月1回程度実施した。

第6章 支援事業

1 発達障害児支援

「発達障害児支援事業」は、発達障害のある児童が地域生活を円滑に送ることができるよう、発達支援等を実施して有効な支援体制及び支援方法等を関係者へ普及させることを目的としている。

具体的には、発達障害のある児童の保護者への障害に対する理解と受容を促すことを目的に、保護者向け勉強会及びペアレントトレーニングを行っている。また、地域支援として、障害児が日常的に過ごす保育所・幼稚園・事業所等や、各区保健センターが実施する親子教室への多職種専門職員の派遣、特別支援教育相談センターや小学校への指導上の情報提供等の支援を行っている。

(1) ペアレントトレーニング・保護者勉強会

障害児の行動の理由を探り、対処方法を考え実践すること、行動変容の技術習得を目的に実施した。

	ペアレントトレーニング	保護者勉強会
障害児総合療育施設	14組	6回
療育センターさくら草	6組	4回
療育センターひなぎく	0組	3回
合計	20組	13回

(2) 出張カンファレンス

	支援先	訪問園数	対応クラス数
障害児総合療育施設	公立・認可保育所	14	15
	幼稚園	6	11
	ナーサリー等	8	10
	合計	28	36
療育センターさくら草	公立・認可保育所	11	16
	幼稚園	3	3
	ナーサリー等	5	7
	合計	19	26

新設された保育所等に冊子「子どもの行動を理解するために」を配布した。



(3) 出張療育カンファレンス

障害児通所支援事業所などに作業療法士が訪問し、療育に対する理解や子どもの関わり方を深めるためのカンファレンス（意見交換）を行った。

(件)

	訪問件数
障害児総合療育施設	55
療育センターさくら草	58

(4) 保育課との連携

保育課で公立保育所への支援として療育相談・保育相談を実施している。その事業に専門職として依頼され、保育課と協働して訪問した。

(件)

	訪問件数
障害児総合療育施設	20
療育センターさくら草	11

(5) 各区の保健センターとの連携

各区保健センターで実施されている親子教室へ、各区1回ずつ作業療法士を派遣し、参加されているお子さんの状態のとらえ方などの支援を行った。

	区数
障害児総合療育施設	3
療育センターさくら草	5
療育センターひなぎく	2

(6) 特別支援教育相談センター・小学校・中学校への支援

就学している児童・生徒、就学に向けた相談を実施している幼児に関し、情報を提供・共有することで、各機関での相談や対応方法を検討する際の参考になるよう、必要に応じてケースカンファレンスを実施した。

	回数	学校数
障害児総合療育施設	3	3
療育センターさくら草	8	8

(7) 市立特別支援学校のセンター的機能への支援

特別支援教育に係るセンター的機能への支援をした。学校毎の活動に合わせて、運動面の指導方法や工夫点等を作業療法士がアドバイスした。

(件)

	支援件数
ひまわり特別支援学校	1
さくら草特別支援学校	3

(8) 音楽療法

対象児の状態に合わせた音楽活動を通して、自発的な動作を促し、他者とともに音楽を創り出すことで共感性を高めることのできる音楽療法を、障害児総合療育施設で行った。

(人)

対象児	21
参加延べ人数	122

2 施設等支援

(1) 施設等支援

施設等支援は、外来療育を受けている児童が通う幼稚園・保育所・特別支援学校・小学校・中学校等の職員に対して、保護者の承諾及び施設の要望により、来所による見学及び情報交換・ケース会議など専門的立場から総合的に支援を行った。なお、センター内療育施設については、適宜、情報交換を行っている。

(件)

		幼稚園 保育所	特別 支援学校	小学校 中学校	その他 の機関※
理学療法士	障害児総合 療育施設	5	28	0	7
	療育センター さくら草	3	22	1	7
	療育センター ひなぎく	1	10	0	7
作業療法士	障害児総合 療育施設	1	12	0	0
	療育センター さくら草	10	3	9	25
	療育センター ひなぎく	0	5	0	2
言語聴覚士	障害児総合 療育施設	0	0	12	3
	療育センター さくら草	6	1	2	36
	療育センター ひなぎく	1	0	0	0
心理士	障害児総合 療育施設	0	0	0	0
	療育センター さくら草	7	0	23	67
	療育センター ひなぎく	1	0	1	1

※その他の機関：保健センター、児童相談所、支援課、訪問看護事業所、児童発達支援事業所など

(2) 研修

障害児療育、保育、教育を行う施設からの依頼を受け、施設職員に対して研修を行い、療育に対する専門的知識の提供をした。

障害児総合療育施設

- ・さいたま市私立幼稚園協会特別講座 講師
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市私立保育園協会特別講座 講師
(作業療法士 1回)
- ・保育課職員研修 講師
(作業療法士 1回)
- ・教育委員会通級指導教室職員研修会 講師
(言語聴覚士 1回、作業療法士 1回)
- ・大宮北特別支援学校地域連絡会(研修会) 講師
(作業療法士 1回)

療育センターさくら草

- ・市内児童発達支援センター職員研修 講師
(理学療法士 2回、言語聴覚士 2回、心理士 1回)
- ・市立小学校校内研修 講師
(理学療法士 1回)
- ・教育委員会通級指導教室職員研修会 講師
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市立さくら草特別支援学校職員研修講師・技術指導
(理学療法士 2回、作業療法士 4回)
- ・保育課職員研修 講師
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市私立幼稚園協会特別講座 講師
(作業療法士 1回)
- ・さいたま市私立保育園協会特別講座 講師
(作業療法士 1回)
- ・インクルーシブ子育て支援事業支援者向け研修 講師
(作業療法士 1回)
- ・岩槻区こども部会 講師
(作業療法士 1回)
- ・児童療育関係機関交流会 講師
(作業療法士 1回)
- ・保育士研修 講師
(作業療法士 1回)
- ・児童福祉部会研修 講師
(作業療法士 1回)

療育センターひなぎく

- ・さいたま市立さくら草特別支援学校職員研修講師・技術指導
(理学療法士 1回)

3 療育講座

地域療育支援の一環として、発達に心配のある子どもに対する考え方や療育のあり方等をテーマとした「療育講座」を毎年開催している。令和6年度は、「偏食の理由と関わり」をテーマに動画配信で実施した。

対象：事業所・公立保育所・私立保育所・幼稚園・学校等

4 施設見学会

地域療育支援事業の一環として、幼稚園や保育所、支援課、保健センターなど、市内で保育や支援に関わる職員を対象に以下の日程で開催した。

併せて、令和3年度から行っている動画配信による施設紹介も行った。

- ・ 障害児総合療育施設
令和6年8月24日（土）
午前10時00分から午後0時20分まで
午後1時40分から午後4時00分まで
令和6年8月25日（日）
午前10時00分から午後0時20分まで
午後1時40分から午後4時00分まで

- ・ 療育センターさくら草
令和6年8月3日（土）
午前9時50分から午後0時00分まで
午後1時50分から午後4時00分まで
令和6年8月4日（日）
午前9時50分から午後0時00分まで
午後1時50分から午後4時00分まで

- ・ 療育センターひなぎく
令和6年7月6日（土）
午前10時5分から午後0時5分まで
午後1時50分から午後3時30分まで
令和6年7月7日（日）
午前10時5分から午後11時45分まで

第7章 その他の事業

1 施設見学受け入れ

さいたま市の関係機関、教育機関等から施設見学希望の依頼を受け、対応した。施設の概要説明を行い、その後施設内を見学しながら案内し、見学後に質疑応答を行った。

障害児総合療育施設

実施日	見学希望	参加職種	人数
令和6年9月9日	埼玉県立総合リハビリテーションセンター	医師、職員	5
令和7年3月12日	埼玉大学	教授、学生他	7

療育センターひなぎく

実施日	見学希望	参加職種	人数
令和6年9月6日	北区福祉課	実習生、職員	2
令和6年10月23日	訪問看護ステーションシリウスケア春日部	言語聴覚士	1

2 実習生・研修生受け入れ

(1) 実習生の受け入れ

各職種の養成校、大学から実習生の受け入れ依頼があり、年間計画の中で受け入れを決定している。令和6年度については、次表のとおり受け入れ、各職種が対応した。

障害児総合療育施設

職種	学校名	期間	人数
心理士	東京家政大学	10日間	1
言語聴覚士	目白大学	6週間	1
保育士	大妻女子大学	8日間	1
保育士	聖学院大学	10日間	1
	共立女子大学	12日間	1
	目白大学	12日間	1
	立教女学院短期大学	12日間	1

療育センターさくら草

職種	学校名	期間	人数
言語聴覚士	国立障害者リハビリテーションセンター学院	30日間	1
作業療法士	専門学校社会医学技術学院	1日間	1
	埼玉県立大学	10日間	1
社会福祉士	聖徳大学	8日間	1
心理士	聖徳大学	8日間	1
保育士	浦和大学	12日間	2
	大宮こども専門学校	10日間	1
	川口短期大学	12日間	2
	埼玉学園大学	12日間	1
	埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校	10日間	3
	淑徳大学	12日間	1
	聖徳大学	8日間	1
	草苑保育専門学校	11日間	1
	東京家政大学	10日間	1
	東京家政大学短期大学部	12日間	2
	東京成徳大学	12日間	2
	東洋大学	12日間	1

(2) 研修生の受け入れ

その他公立保育所の保育士の一身体験や特別支援学校教員の研修などを受け入れている。令和6年度については、次表のとおり研修生を受け入れた。

障害児総合療育施設

依頼機関	職種	延べ日数	人数	研修場所
埼玉県立大宮北特別支援学校	教職員	2	2	めぐき

3 小児神経科医師による保護者勉強会

障害児総合療育施設、療育センターさくら草及び療育センターひなぎくでは、当施設通院中の、精神発達に心配のある未就学児の保護者を対象に、小児神経科医師による保護者勉強会を開催している。令和6年度は障害児総合療育施設では全11回、療育センターさくら草では全1回、療育センターひなぎくでは全3回開催した。

4 乳幼児発達健康診査

各区の保健センターから依頼を受け、乳幼児発達健康診査に、医師、理学療法士を派遣した。

	出張先	医師	理学療法士
障害児総合療育施設 療育センターさくら草	西区役所保健センター	5	0
	北区役所保健センター	6	6
	大宮区役所保健センター	6	7
	見沼区役所保健センター	6	6
	中央区役所保健センター	12	4
	桜区役所保健センター	12	6
	浦和区役所保健センター	0	6
	南区役所保健センター	0	0
	緑区役所保健センター	0	6
	岩槻区役所保健センター	0	0

5 市内療育施設の健康診断・相談業務

市内5か所の施設の依頼により、医師が利用者及び保護者への保健衛生指導、発達相談及び健康診断などを行った。

	施設名	実施数
障害児総合療育施設	はるの園	6
療育センターさくら草	大崎むつみの里第2事業所 (大崎児童学園)	6
	さくら草学園	6
	杉の子園	6
	子ども発達支援センター つむぎ浦和美園	2

6 ひまわり特別支援学校への支援

(1) 相談・健康診断・医療的ケア業務

さいたま市教育委員会の依頼により、医師が在籍児・入学予定児の健康診断や相談対応、医療的ケアの内容審査、教員・看護師に対しての指導などを行っている。

相談・健康診断・医療的ケア業務

(回/年)

内容	実施数
定期健康診断	0
医療的ケア指導	4
医療的ケア委員会会議	6
入学予定者相談会	0

(2) スキルアップ事業

学校の依頼により、訓練士が専門的な立場から、教員に対して助言を行い、連携を図った。各教室の児童の状態に合わせた日常でのやりとりや活動の進め方について教員と共に検討を行った。

実施回数・人数

	実施回数 (回/年)	対応訓練士数 (延べ人数)	対象児童数 (延べ人数)
理学療法士	0	0	0
作業療法士	6	6	9
言語聴覚士	0	0	0
合計	6	6	9

7 関係機関への協力

- ・さいたま市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- ・さいたま市発達障害者支援連絡協議会
- ・特例補装具審査会
- ・さいたま市（西区・北区・大宮区）育成支援制度適用委員会
- ・ペアレントメンター事業アドバイザーミーティング
- ・西区子育て支援ネットワーク協議会
- ・さいたま市就学支援委員会
- ・さいたま市教育委員会通級調査専門委員会
- ・さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会
- ・埼玉県障害児就学支援委員会
- ・埼玉県立宮代特別支援学校評議員会
- ・保健センター連絡会議
- ・療育施設連絡会議
- ・さいたま市特別教育推進計画協議会
- ・さいたま市福祉有償運送運営協議会
- ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修（発達障害支援医学研修）
- ・さいたま市教育委員会医療的ケア委員会

8 つながる発達支援相談事業（療育センターひなぎく）

「初診待ち期間の長期化の解消」「待ち期間の家族の不安軽減」を目的とし、初診待ち期間に相談員が面談を行う事業を実施。令和6年12月より、見沼区及び緑区に範囲を拡大し事業を実施した。

	人数	延べ回数/年
見沼区	7	7
緑区	2	3
岩槻区	16	22
合計	25	32

第8章 障害者福祉施設みのり園

1 障害者福祉施設みのり園の概要

施設の目的

みのり園は、主にさいたま市に在住・在勤する障害のある方々に対して、文化的活動やレクリエーション等の機会を提供することで、社会との交流を促進するとともに、地域において豊かな生活を営むことができるよう支援することを目的として昭和58年4月1日開設された施設である。

現在は、手編みや書道などの教室事業や、在宅で障害のある方を対象とした在宅障害者対象事業の開催、就労中の障害がある方への離職予防と余暇活動を支援する障害者離職予防事業などを開催している。また、地域における障害者福祉センターとして、障害者団体への活動の場の提供や障害のある方やその家族の方に対して、各種相談の受付や情報の提供、加えて障害者総合支援センターからの委託事業も実施している。

2 障害者福祉施設みのり園の事業

(1) 教室事業

講師を招き前期・後期に分け開催している。障害のある方がそれぞれ興味のある教室に申し込み、趣味や生活の向上・リハビリのために自主的かつ意欲的に参加している。教室参加者への聞き取りやアンケートの結果に基づき、令和6年度は、4つの新規事業を実施した。

ア 手編み教室

初心者から熟練の方まで個人の力量に合ったものを作成している。例えば片麻痺の方のために片手でも編める器具を用意するなど、参加しやすくするための工夫も行っている。また、遠方の利用者のために、岩槻区でも教室を開催している。

イ パッチワーク教室

様々な色や模様の布を自分で選び、会話を楽しみながらバッグやポーチなどを製作している。

ウ 茶道教室

立礼(いすに座って)のお手前を講師の方に一から丁寧に教えていただき、美味しいお茶とお菓子を作法に則っていただいている。

エ 絵手紙教室

季節のものをモチーフにして墨と顔彩を使って描いている。葉書だけではなく団扇などにも描いている。

オ 書道教室

毛筆教室、硬筆教室は知的障害の方や片麻痺、視覚障害の方まで障害の種類に関わらず、多くの方が添削指導を受けながら作品を仕上げている。

カ 陶芸教室

皿や茶碗、花瓶等作りたいものを自由に製作している。それぞれ個性豊かな作品を仕上げ、家庭で大切に使っている。令和6年度は、大規模修繕により

仮設園舎での運営となり、陶芸窯が使用できなかったため教室は休止とした。

キ 革細工教室

専門的な機材をそろえ、講師の指導のもと、本格的な革細工に取り組んでいる。

ク 太鼓教室

和太鼓の魅力に触れながら演奏を通し、利用者同士の交流を図っている。

〈教室事業の様子〉



手編み教室



パッチワーク教室



茶道教室



毛筆教室

〈教室事業等実績〉

区 分	事業名	日 数（日）	利用人数（人）
みのり園教室事業	手編み教室（みのり）	10	65
	茶道教室	8	28
	太鼓教室	5	9
	革細工体験	1	9
	ヨガ教室	8	29
	絵手紙教室	8	29
	パッチワーク教室	8	45
岩槻区実施事業	手編み教室	14	69

(2) 障害者離職予防事業「さいたま市就労障害者等余暇クラブ」

主に就労している障害者を対象に、グループ活動を通して、離職の予防、有効な余暇活動、仲間づくりを目的として実施。毎月第1・第3日曜日はみのり園、第2・第4日曜日は見沼区にある春光園けやきで開催している。

活動は、スポーツやレクリエーションを中心に、創作活動や表現活動、外食などの園外活動を行っている。これらの活動を通して、参加者に生活や職場での悩み等があればお聞きして個々への支援を行うとともに、必要に応じて各関係機関との連携も図っている。

区 分	事業名	日 数 (日)	利用人数 (人)
障害者離職予防事業 (みのり園実施事業)	さいたま市就労障害者等 余暇クラブ (OB会)	21	400
障害者離職予防事業 (春光園実施事業)	さいたま市就労障害者等 余暇クラブ (OB会)	21	296

(3) 在宅障害者対象事業 (木曜クラブ)

在宅の障害者を対象に毎週木曜日に実施している。利用者の生活体験を広げるため、料理や陶芸、絵手紙などの創作活動や季節の行事を行っている。また、外出する機会を増やすよう、買い物や散歩など園外活動を行っている。

区 分	事業名	日 数 (日)	利用人数 (人)
在宅障害者対象事業	木曜クラブ	31	101

(4) 週末プログラム(土曜日・日曜日実施)

ア カラオケ

歌好きの利用者が集まりカラオケを楽しんでいる。

イ ボウリング大会

近隣のボウリング場を利用してボウリング大会を開催し、大会終了後に表彰を行っている。

ウ 手打ちそば教室

粉をこねるところから始め、自分で打ったそばを楽しく会食している。

エ お菓子作り教室

簡単に作ることができる焼き菓子を中心に講師に教わりながら、手作りしたお菓子の美味しさを皆で味わい会食している。

オ パン作り教室

専門の講師から日常的に焼くことのできるパンを教えていただきながら、参加者同士の交流を図り会食している。

カ eスポーツ教室

ゲームソフトを活用し、楽しみながら、無理なく体を動かしている。参加者同士の親睦を深める場にもなっている。

キ ダンス教室

ダンス教室を主宰している講師を招き、ダンスを教えていただいている。適度に身体を動かすことで、気分をリフレッシュし、健康の増進につながっている。

〈週末プログラムの様子〉



パンづくり教室



ダンス教室

〈週末プログラム実績〉

区 分	事業名	日 数（日）	利用人数（人）
入所・通所施設 利用者・在宅利 用者対象事業	カラオケ	9	74
	eスポーツ	8	44
	ウォーキング	3	20
	散策	3	16
	お菓子作り教室	2	9
	ボウリング大会	3	26
	手打ちそば教室	1	4
	革細工教室	7	35
	ポッチャ教室	2	10
	パン作り教室	2	12
	ダンス教室	3	22
	ポッチャ体験	2	10
	出張相談会	3	16
	料理教室	1	6
	毛筆教室	7	44
硬筆教室	7	47	

(5) 発達障害者支援事業

発達障害者に対し、交流や仲間づくりを行う場と機会を提供する中で社会からの孤立の予防を図り、居場所づくりを行っている。

(6) 障害者団体支援事業

登録いただいている障害者団体等に、会議室や備品の貸出しを行っている。

(7) 視覚障害者の情報支援（情報サービス）

みのり園だよりの内容が録音されたカセットテープを、みのり園でCD録音し、希望する視覚障害者に郵送している。

(8) 相談・情報提供事業（障害者生活支援事業）

在宅福祉サービス等の利用、専門機関への紹介、社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための援助をし、障害者の地域生活を支援している。また、障害者生活支援センター等にご協力をいただいて出張相談会を開催し、利用者及びご家族に対する相談支援を行っている。

(9) その他の事業

ア みのりフェス（みのり園作品展）

教室事業や離職予防事業、木曜クラブで制作した作品の展示、各教室の体験コーナーを通して、利用者同士の交流を図るとともに、地域の方に障害やみのり園への理解を深めてもらう機会としている。

令和6年度から名称を「みのりフェス」に改め、近隣の福祉施設や関係機関にもご協力をいただいている。令和6年度は文化振興事業団の共催により西部文化センターを会場とし、作品展示のほかにも太鼓演奏やダンス、演劇のステージ、ワークショップなどを実施した。

イ ボランティアや実習生の受け入れ

社会福祉協議会等を通じて、実習生や地域のボランティアの受入を行っている。

ウ 広報紙「みのり園だよりの発行

広報活動として隔月に発行している。紙面での配付のほか、ホームページやSNSでも発信し、事業の参加者の募集等を行っている。

エ 特別支援学校との交流

放課後等デイサービス事業の利用児童に関する情報共有のほか、互いの事業への相互招待などを行っている。

オ 利用者・家族懇談会の開催

利用者やご家族の意見や要望を伺い、事業内容の充実を図っている。

3 放課後デイサービスみのりの概要（放課後等デイサービス事業）

ひまわり特別支援学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において安心して余暇を過ごせるよう支援を行っている。個別に合わせた活動内容（創作的活動・レクリエーション活動・体操・散歩等）を提供・支援している。あわせて保護者の子育て支援につながっている。

契約児童数 (人)

	前年度からの 継続契約者	年度中 新規契約者	契約終了者	令和6年度末
男児	6	0	2	4
女児	8	0	0	8
合計	14	0	2	12

令和7年3月31日現在

開所日数と延べ利用人数

開所日数 (日)	延べ利用人数 (人)	一日利用平均 (人)
235	663	2.8

総合療育センターひまわり学園事業概要
令和6年度実績報告

発行 令和8年2月
編集 総合療育センターひまわり学園

〒331-0052
さいたま市西区三橋6丁目1587番地
TEL 048-622-1211(代表)
FAX 048-622-4359



さいたま市